

國第百五十四回
參議院法務委員會會議錄

平成十四年四月十一日(木曜日)

午前十時開會

卷之三

四月十日

角田 義一君
今井

卷之三

者は左のとおり。

委員長 高野 博師君

增補

服部三男雜記

千葉
景子君

田笠 勝之君

井一書二卷

清大
卷之三

岩井國臣君

柏村
武昭君

卷之三

卷之三

三浦一水君

今井澄君

江田 五月君

八月節氣

平野貢先生

福島瑞穂君

務大臣

江務大目

去務別大臣
讚內王明貴

至政務官

去務委員會會議錄寫九號 平成十四

第三部 法務委員会会議録第九号 平成十四年四月一日 [参謀院]

○政府参考人(鶴田六郎君)　ただいま御指摘になりましたF級、これは日本人と異なる処遇を必要とする者というふうに理解しておりますが、F級の外国人が収容される施設というのは恐らく限られていると思うんですが、日本ではどこでしようとおっしゃいます。

このF級受刑者の収容施設は、男子につきましては、府中刑務所、大阪刑務所を始めといたしまして十七歳でございます。女子につきましては、柄木刑務所及び和歌山刑務所の二所となつております。

○佐々木知子君　私が聞いたところによりますと、外国人受刑者が増え過ぎてF級収容施設だけでは賄えなくなり、日本語がかなり話せるとかそういうような状況にあれば、外国人でもF級と分類せず普通の刑務所に入れるというような状況もあるというふうに聞いたんですが、そういうことござりますか。

○政府参考人(鶴田六郎君)　お答えいたします。

外国人の中にも日本語の理解力とかあるいは表現力が相応に身に付いているのもおりますし、また日本に住んだこともあるというようなことで、風俗習慣もそれほど日本人と異ならないという外国人いきますので、そういう外国人受刑者については、F級というような形で特別の処遇上の配慮とは、F級といふのはしないで、一般的の受刑者と同じように取り扱つてあるということはございます。

○佐々木知子君　やはり、外国人を処遇するとなりますと、日本人でもいろんな方がおられて分類処遇されているわけで、手間暇掛かるというのは分かるんですけども、より以上に手間暇は掛かるだろう、現場の方々は大変だろうと推察するわ

けですけれども、例えは食事だとか言葉とかた
くさんあつて、なかなかそんなに二分や三分では
しゃべれないとおっしゃるでしようけれども、現
場の苦労の一端などをお聞かせ願いたいと思いま
す。

具体的にどんなことがあるかということを現場の方から聞いたところでは、例えば、公務所の公文書というものは日本語で書かれているのですね

れども、F級の受刑者にその内容を理解させると
いうのは大変難しいという問題もありますし、ま
た居室の関係でも、原則としてF級受刑者を独居
というふうにしていますが、そのため日本人用
の独居が慢性的に不足してくるとか、あるいは領
置物、所持しているものが日本人の約三倍くらい
の量になる。そういうことで、その保管の事務処
理に大変苦慮するというような声も聞こえてきま
すし、そのほか、労役を、刑務作業を執行させる
場合にその指導手続、そういうのに非常に時間を
要するとか、そのほか、いろいろその対応には苦
慮しているというようなお話を現場の方から聞い
ております。

○佐々木知子君 例えは、イスラム圏の人でしたら豚を食べない、ヒンズーの人であれば牛肉を食べないとか、食事の禁忌というんですか、食べれないものも随分あって、それを日本では配慮しているというようなこともございまして、非常に大変だというふうに伺っております。

○政府参考人(鶴田六郎君)　受刑者移送制度とい

受刑者移送制度とい

うものは、外国に服役している受刑者に、外国人受刑者ですが、その改善更生及び社会復帰を促進するため、国際的な協力の下に、外国において自由刑の確定裁判を受けて受刑している者を、そしておりまして、刑事に関する国際共助の一環を成すものというふうに理解しております。

○佐々木知子君 この受刑者ということですけれども、死刑確定囚は含まれていないというふうに理解しているんですが、それが外されている理由については、もう一度お答え願えますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

今回、本受刑者移送制度を導入するに当たって、歐州評議会の受刑者移送条約というものに加入することを前提としておりますが、そこで条約上、刑とは何かということは、その一条におきまして、「裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰又は措置であつて自由の剥奪を伴うもの」ということで、自由刑を対象としておりまして、死刑確定者は受刑者移送の対象とされおりませんので、この条約の国内担保法となる本法案におきましても死刑確定者を受入移送の対象とはしておりません。

○佐々木知子君 本来、刑罰権というのは一国の主権に属するものでありまして、当該国によって実現するのが原則であろうというふうに思いました。としては、まず、いかなる国において、どのような趣旨から受刑者移送が認められるようになつたのか、お答え願えますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 正確なことまで申し

今回、本受刑者移送制度を導入するに当たつて、
歐州評議会の受刑者移送条約というものに加入す
ることを前提としておりますが、そこで条約上、
刑とは何かということは、その一条におきまして、
「裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期
のあらゆる刑罰又は措置であつて自由の剥奪を伴
うもの」ということで、自由刑を対象としており
まして、死刑確定者は受刑者移送の対象とされ
おりませんので、この条約の国内担保法となる本
法案におきましても死刑確定者を受入移送の対象
とはしておりません。

○佐々木知子君 本来、刑罰権というのは一国の
主権に属するものでありまして、当該国によつて
実現するのが原則であろうというふうに思いま
す。

移送制度と、いうのは戦後に登場したことでござい
ますて、特に一九七〇年代に欧米諸国におきまし
て、行刑施設に収容されている外国人受刑者の増
加といったことが問題になり、また一部の国では、
他国に服役している自国民の保護といったような
ことも取りざたされている。そういう中で、
これらの国の刑事当局者のおきまして、外国
で刑に服する受刑者の改善更生及び円滑な社会復
帰を促進するためには、やはり本人の母国に服役
させる機会を与えることがいいのではないか、そ
ういった理念がだんだん共有されてきたと、そ
ういうことが背景になってこういった国際受刑者移
送制度といふものが認められるようになつたと、
そういうふうに理解しております。

○佐々木知子君 一つには、今おっしゃつたよ
うに過剰拘禁を緩和するという目的があつて、もう
一つは人道的配慮、本国で改善更生をさせた方が
いいのではないか、近親者とかの近くにおいて、
というようなことだつたというふうに考えており
ますので、恐らくはヨーロッパとかそういうところ
から始まつたんだろうというふうに思います。

受刑者移送の形態としては、二国間条約と多国
間条約がございます。これは、受刑者移送に限ら
ず、全般に条約について言えることでござります
けれども、国際的に見て、受刑者移送に関しての
条約はどんなふうな状況にあるか、お答え願えま
すか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 二国間条約といひし
ましては、一九七二年にデンマークとスペインと
の間で締結されたのを始めといたしまして、フラ
ンスとアメリカ、カナダとの間、アメリカとメ
キシコ、カナダ等との間、英國とエジプト等の間、
タイとスペイン、ドイツ等の間でそれぞれ二国間
条約が結ばれているというふうに承知しております。

一方、多国間条約の方ですが、これは今回、法
案の前提となります欧州諸国を中心とする四十九
か国が締約国になつております欧州評議会の受刑

ろから始まつたんだろうというふうに思います。受刑者移送の形態としては、二国間条約と多国間条約がござります。これは、受刑者移送に限らず、一般に条約について言えることでございますけれども、国際的に見て、受刑者移送に関する条約はどんなふうな状況にあるか、お答え願えますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 一、国間条約といたしましては、一九七二年にデンマークとスペインとの間で締結されたのを始めといたしまして、フランスとアメリカ、カナダ等との間、アメリカとメキシコ、カナダ等との間、英國とエジプト等の間、タイとスペイン、ドイツ等の間でそれぞれ二国間条約が結ばれているというふうに承知しております。

者移送条約、正式な名前は、刑を言い渡された者の移送に關する條約ということになりますが、そのほか、カナダ、チリ、メキシコ、パナマ、ベネズエラが締約国になつております米州機構受刑者移送条約があるというふうに承知しておりますて、最近では多國間條約の方が主流ではないかと、いうような感じも受けております。

○佐々木知子君 我が国は、今回ようやく受刑者移送ということが取られるようになりますが、それとも、この受刑者移送制度については、これまでもどのようになって、どのように取り組んできただのか、お答え願えますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 受刑者移送制度につきましては、言語、習慣、生活様式、あるいは宗教の相違とか、あるいは親族との接触の欠如といったようなことから、外国人受刑者の受刑生活上の困難を除去する、そのことによりまして、その改善更生と円滑な社会復帰を促すという刑事政策的觀点から見て有意義な制度であります。その一方で、受刑者移送を実施するためには、ある程度その諸外国との間で刑事司法上の共通性が必要であるというふうに考えてきたところでござります。

特に、近時、外国人受刑者が日本でも増加しておりますので、そういった外国人受刑者に新たな施策を実施することが重要な課題となつてきましたというようなことで、当局いたしましても、関係省庁とともに、諸外国の法制、その運用について調査をして、その調査結果を踏まえまして、欧洲評議会の条約に加入することを前提に、条約の実施に必要な国内法整備、そのための準備活動をこれまで統一、取り組んできたということをございます。

○佐々木知子君 先ほどお答えいたしましたが、これは、欧洲評議会作成のこの条約の解説書に記載する条約、この条約の特色を述べていただけますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

よりますと、本条約は、欧州評議会が一九七〇年に作成しました刑事の判決の国際的な効力に関する歐州条約というのがありますが、それとの比較において、次に申し上げる四点において特色があるといふに言われております。

すなわち、まず一点目は、受刑者の迅速な移送を容易にするため、簡素な手続が規定されているということをございます。二番目に、裁判国のみならず、刑を言い渡された者の本国になります執行国からも移送の要請ができるというふうにされていること。三番目には、移送には受刑者本人の同意が必要とされていること。それから四番目には、被要請国には応諾義務がないといふ、その四点が特色といふに言われております。

○佐々木知子君 本条約の締約国というのはどんな国になりますか、お答え願えますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) この欧州評議会の条約これは一九八三年に評議会で採択されまして、現在四十九か国がこれに加入しているわけです。が、この加入国につきましては、欧州評議会加盟国の中、イギリス、フランス、ドイツなどの四十か国がこの条約を締結しているほか、欧州評議会加盟国以外の国もこれに加入することができるという条約ですので、アメリカ、カナダ等、九か国の欧州評議会非加盟国がこれに加盟しておるというのが現状です。

○佐々木知子君 この欧州評議会の構成国は四十三か国、主にヨーロッパということで、ただ三か国が署名していないわけですね。調べますと、署名のみで未批准の国が一か国、これがモルドバという国です。署名もしていない国が二か国ございまして、それがロシアとサンマリノという国になります。

ちよつと、モルドバとサンマリノにつきましては、実は地図を探さないところにあるのか私もよく分からぬようなんですかども、ロシアというのは非常に大きな国でありまして、また人口も多いですし、それなりに外国に受刑して

いる人も多いだろうという国であります。ロシアン・マフィアというのも随分聞かれるところでござりますが、そのロシアが署名さえしてない。これはやっぱりゆき問題ではないかといふことがあります。二番目に、裁判国のみを考るわけですが、恐らくお答えにはなりにくいうのだろうということで、ロシアは多分、刑事司法制度がかなり違うので、今のところは批准とかそういうような手続には乗らないのではないかと

いうふうに推察しております。

日本はアジアで最初の批准国ということござりますけれども、この欧州評議会のことは、ヨーロッパだけでも、他の国にも締結することが開かれているというふうに考えていいわけですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) そのとおりだというふうに理解しております。

○佐々木知子君 でも、恐らくは、欧州以外の国であつてもいいけれども、同じような民主主義国家であることが前提になつてゐるんだろうと思ふ。例えば、共産主義だと、いろんな意味で刑事司法制度が全く違うという国に関しては受刑者の移送ということを認めないのでないかというふうに思ふわけです。例えは、日本に帰りたいというふうに思つておられる限り多くの国との間で受刑者移送を行ふということが理想的だと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 現在のところ、アジア諸国でこの条約に加入してくる国はないわけですが、これはある程度感觸みたいな話になつて大変恐縮でけれども、アジア地域の矯正行政に関する国際会議でアジア太平洋矯正局長等会議といふのがございまして、この会議で受刑者移送の問題とかあるいは受刑者移送を視野に入れた国際的協力の問題について討議されたことがありました。昨年、タイで開かれた第二十一回国際会議、ちょっと私は出席できませんでしたが、審議官に代わつて出ていただいたわけですが、この議題の一つとして外国人処遇と受刑者移送を取り上げられまして、外国人移送の導入につきましては、アジア地域の多くの国の出席者からは、各国でいろいろ温度差はあると思いますが、総じて申し上げれば、今後

検討をしていくべき課題であると、そういった姿勢が示されています。

○佐々木知子君 日本でアジアの出身の外国人受刑者が今異常に増えているという事態を踏まえますと、他のアジア諸国にこの条約に加盟していく

といふふうに日本としては働き掛けるべきではないかというふうに思うわけですが、これからもそのようにされていかれるおつもりで

しょうか。

○國務大臣(森山眞弓君) 外国で受刑している者の改善更生及び円滑な社会復帰ということを促進する受刑者移送の刑事政策的な意義を考えますと、できる限り多くの国との間で受刑者移送を行ふということが理想的だと思います。

我が国の刑務所に収容する外国人受刑者のうち、多くを占めるアジア諸国との間で受刑者移送を行うことも大変有意義だというふうに思つておられます。しかし、受刑者移送の本質が自由刑の執行に関する国際共助の一態様であるということにかんがみますと、受刑者移送を実施するためには、我が国と相手国との間の刑事司法制度にある程度の共通性があるということが必要でございまして、この点について留意する必要もございます。

○政府参考人(鶴田六郎君) 法務省といたしましては、これらの事情も踏まえまして、欧州評議会の受刑者移送条約による受刑者移送の実績、成果などを見極めながら、外務省とも連絡を取りつつ、アジア諸国との受刑者の扱いについて検討を進めていきたいと思っております。

実は、先般、私、韓国へ参りました。犯罪人引渡し条約の署名をいたしてまいりました。そのとき懇談いたしました中で、韓国もこの問題に大変関心を持っておられまして、今後の課題として検討したいという話もございましたので、我が国もアジアの諸国との交換について関心を持つて今後検討をしていきたいといふに思つております。

○佐々木知子君 約二千五百人中百三十二人といふことで、この条約を締結したことによって日本で受刑している外国人の数がそれほど減るかといえば余り減らないだろうというふうに、ちよつと残念だなというふうに思つたけれども、そもそも圧倒的多数を占めているのは中国人ということ、これは冒頭にお答えがございました一千五百人中千人ちょっとはもう中国人である、半分近い数だというふうに聞いております。

○佐々木知子君 韓国は日本と刑法ないし刑事訴訟法、非常によく似た法制を取つておりますので、

恐らく韓国がまず最初ぐらいから始めていただきたいなというふうに思つております。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。海外で受刑している日本人受刑者の総数についてお答え願いたいと思います。うち、欧州評議会で受刑している日本人の数についても条約締約国で受刑している日本人の数についてもお答え願えますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 年一月一日現在で七十五人となつておりますけれども、そのうち、欧州評議会受刑者移送条約締結国で受刑している日本人の数は三十二人、その中ではアメリカで服役している者が一番多いということをございます。

○佐々木知子君 七十五人中、欧州評議会条約締約国で受刑は三十二人ということで、もしこれに条約締結して国内法が発効した場合には、このうちの何名かは日本に帰りたいというふうに思いますけれども、反対に、日本で受刑している外国人受刑者の数はもうお聞きいたしました。そのうち、欧州評議会条約締約国出身の受刑者数についてお答え願います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 我が国で受刑している来日外国人総数は、先ほど申し上げたとおり、十三年末で二千四百六十二人となつておりますが、そのうち、欧州評議会受刑者移送条約の締結国の国籍を有する者の数は百三十二人となつております。

○佐々木知子君 約二千五百人中百三十二人といふことで、この条約を締結したことによって日本で受刑している外国人の数がそれほど減るかといえば余り減らないだろうというふうに、ちよつと残念だなというふうに思つたけれども、そもそも圧倒的多数を占めているのは中国人ということ、これは冒頭にお答えがございました一千五百人中千人ちょっとはもう中国人である、半分近い数だというふうに聞いております。

○佐々木知子君 欧州評議会条約というのはそもそも、私、今申し上げましたように、欧州諸国と同様の思想を有

する欧州以外の民主主義国家にも署名を開放しているというような特色があるということをございますから、そもそも中国に対しこれを批准しようとすることを言うこと 자체が無理なのではないかと。次いで多いと言わっているイランにつきまして、これはイスラム国家であり、事情は同じではないかというふうに考えるわけです。

中国やイランが民主主義国家になつて刑事司法

制度も日本やヨーロッパとある程度共通のものになるのを待つてはいつになるか私は分からな

いだろうというわけで、それは向こうの主権の問

題ですから、日本がどうのこうの言つたところで恐らくは変わらないだろう。こうした国につきましては、多国間のこういう条約を、入るのではなくて二国間バイの条約を締結するような努力と

いうのはいかがございましょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 受刑者移送制度の導入につきましては、さつきも話したとおり、多国間条約ではなくて二国間条約でそれを行つて

國もあるわけなので、二国間条約を結ぶという選択肢もこれは十分考えられるとは思いますが、

ただ、この受刑者移送制度を導入するには相手国との間で司法制度にある程度の共通性ということがどうしても必要になってまいります。この点を十分しつかり見極めなければ、仮に二国間条約とい

うことをする場合でもこの点を十分見極めなければなりませんし、また一方で欧州評議会への加盟を前提とした受刑者移送制度ができるおりま

す。それとの間でまたいろいろ差異ができるとかそういうことになつた場合、果たしてそれが制度の目的を十分發揮できるのかどうかといったよ

うな問題もあるかと思います。

○佐々木知子君 この本条約の特色ということでお話をいたしました中で、御指摘の点についても今後検討してまいりたいと考えております。

○佐々木知子君 この本条約の特色ということでお話をいたしました中で、御指摘の点についても今後検討してまいりたいと考えております。

受刑者本人の同意がない条約ということも当然考えられるということになるわけですね。

受刑者本人の同意が要るということになりますと、本人は選べるわけですよね。その執行国とそれから本国、どちらの方がよりいい待遇をしてく

れるかということで、自分は受刑者移送に乗りたいか、それともそれを嫌だと言うかということは本人のやはり同意に任されているという状況にな

るわけです。

ということになりますと、日本の収容施設の状況ということ、これは悪いと言つている人もいままで、私が知る限りではこんなにいいところはない、もう帰りたくないと言つている発展途上国の出身者の方もこれは多うございます。

要するに、どこの国で本国はどういう生活をしていたかということにこれはよることになるわけでして、生活水準がかなり日本よりも悪いところから来ている人にとってみれば衣食住完備されて、おまけに医療付き、作業賞与金はそのまま持つて帰れると。物価水準ははるかに日本より低いわけですから、私が聞いた話では、本国に帰つて家を建てたといふような者もございました。こういう人たちにとつてみれば本国へ帰つたら拷問を受けるやもしれず、餓死させられるかもしれない、それはもう当然帰りたくないということがあります。

○政府参考人(鶴田六郎君) ただいま御指摘になりましたように、受入移送の場合につきましては、その要件判断に裁判所、具体的には東京地方裁判所でございますが、その判断を要するという形で裁判所を関与させております。それに對して、送り出す場合は、その要件判断も含めましてすべて法務大臣が行うというふうな法制度にしております。

受入移送の場合ですと、確かに受刑者、外国では受刑者ということで拘禁されております。しかし、日本にとつてみると、移送によつて初めて公権力による自由の剥奪ということが起つるわけですので、その点で、手続に慎重を期し、行政機関だけではなくて公正独立な裁判所を関与させた方が立法政策として適當であろうということか

のであります受刑者の改善更生、円滑な社会復帰の促進ということがその目的となるわけで、そういった目的的観点から考えますと、やっぱり移送に同意しない、そういう受刑者をその意思に反してまで移送して、そういう目的が十分実現するだろうか、そういうものが期待できるというのはなかなか難しいのではないかといったことを考えております。

また、仮に本人の同意がない場合に、出す方はいいでしようけれども、受け入れる側の執行国はどういうふうに適切な収容の確保等矯正処遇を行えるんだろうか、そういう点でもかなり問題があるような感じが今しております。

○佐々木知子君 それはおきまして、じゃ、法案の中身に入りたいと思ひますけれども、受入移送と送出移送ということが、二つの觀点があるわけですけれども、受入移送の実施には裁判所が関与する、送出移送の実施には裁判所を関与させることがなく法務大臣が決定できるというふうに分かれておりますけれども、この理由についてお伺いいたします。

○政府参考人(鶴田六郎君) ただいま御指摘になりましたように、受刑者の移送というのは、その改善更生及び円滑な社会復帰を促進することによってその改善更生及び円滑な社会復帰を促進することを目的とするということございます。

ですから、相当性の判断に当たりましては、受刑者移送制度の趣旨が生かされるように十分配慮する必要があるというふうに思います。

○佐々木知子君 いずれの場合も法務大臣が相当であるというふうに判断をすることになります。その裁判所の判断を関与する必要はないであろうと、そういうふうなものは、大臣、どのようなものでございましょうか。

○國務大臣(森山眞弓君) 今までお話をありますように、受刑者の移送というのは、外国で服役する受刑者をその母国に移送することによってその改善更生及び円滑な社会復帰を促進することを目的とするということございます。

○佐々木知子君 いざなみますけれども、この判断と准というものは、大臣、どのようなものでございました。

○佐々木知子君 いざなみますけれども、この判断と准というものは、大臣、どのようなものでございました。

○國務大臣(森山眞弓君) 今までお話をありますように、受刑者の移送というのは、外国で服役する受刑者をその母国に移送することによってその改善更生及び円滑な社会復帰を促進することを目的とするということございます。

○佐々木知子君 いざなみますけれども、この判断と准というものは、大臣、どのようなものでございました。

一方、我が国で服役している外国人受刑者の送

てお伺いしたいんですけども、刑務作業の説明をするのがいろいろな言葉が必要なので大変だということを冒頭の方でおっしゃいましたけれども、どういう作業を実施させているのか。恐らく日本人とはちょっと違うのではないかというふうにも考へるわけですが、それについてお答え願えますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 刑務作業は、入所時の調査等を参考にいたしまして、処遇上あるいは作業上、保安上、医療上等の観点から検討した結果、それを課しているわけですけれども、外国人受刑者についても基本的には同じ考え方で取り扱っております。

ただ、今御指摘がありましたように、言語の問題等がありますので、複雑な作業手順を説明する必要がある作業とか、あるいは印刷の校正作業のよう、日本語が分かることが前提となる作業といふものにつきましては、これに従事させることは困難であるということで、それ以外の刑務作業に適宜就かせているというのが現状でございます。

○佐々木知子君 好況のときは刑務所で作業されるものというがたくさんあつていいんですけれども、不況になって普通の日本国民でもなかなか職にあり付けないというような状態になつてきましたと、刑務作業に回すようなものが余り見付からないということで、随分、矯正の現場の方たちは苦労しているということを聞いたことがございます。刑務作業がなければ、もし作業がなければ、みんな暇を持て余して、ついにけんかを始めたりとか、規律を保つのもなかなか難しいんだということもよく聞こえてまいります。現場の方というのは本当に苦労されているんだろうと私は思うわけで、外国人が増えれば、またその国籍も増えれば増えるほど大変なことになるだろうと思つております。

作業賞与金の額というのは、日本人と外国人を比べた場合に、作業が同じである限りは同じだけ、ふうに考えてよろしいわけですか。ちなみに、額もお聞きしたいのですが。

○政府参考人(鶴田六郎君) 基本的には日本人受刑者と外国人受刑者で同じでありまして、額は月平均して、受刑者の等級によって違いますけれども、平均すると約四千円ということです。

○佐々木知子君 これは、日本人の場合もそうなんですねけれども、被害弁償が全くなされないというケースが間々ございます。外国人の場合にはどちらかというと日本人よりもそういうケースが多いだろうというふうに想像するわけですから、も、作業賞与金から支払われるというような措置というのは取られていないのでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 作業賞与金を犯罪被害者に対する賠償に充てるということについては、受刑者の方からさういう願い出があつた場合には、情状等も考えますが、一定の範囲で収容時に支給する作業賞与金の中から在所中に送金することはあります。昨年度でも百以上を超える件数がありまして、外国人の中には二名ほどそういう措置を願い出た者があつたというふうに承知しております。

○佐々木知子君 自発性を待つていては恐らくそういうことはほとんど起らないだろと思うわけでも、そういうことはほとんど起らないだろと思うわけでも、不況になって普通の日本国民でもなかなか職にあり付けないというような状態になつてきましたと、刑務作業に回すようなものが余り見付からないということで、随分、矯正の現場の方たちは苦労しているということを聞いたことがございます。刑務作業がなければ、もし作業がなければ、みんな暇を持て余して、ついにけんかを始めたりとか、規律を保つのもなかなか難しいんだということもよく聞こえてまいります。現場の方といふのは本当に苦労されているんだろうと私は思うわけで、外国人が増えれば、またその国籍も増えれば増えるほど大変なことになるだろうと思つております。

日本がODAで供与をしている国だったら、その被害額をODAの供与額から削ればいいんじやないかとか、ODAの供与をしていない国であれば、日本にあるそこの国の、財産があるかどうか分かりませんけれども、それを押さえるとか、それが増えるほど大変なことになるだろうと思つております。

作業賞与金の額というのは、日本人と外国人を比べた場合に、作業が同じである限りは同じだけ、ふうに考えてよろしいわけですか。ちなみに、額もお聞きしたいのですが。

とだとは思いますが、それともう一つお尋ねをさせていただきたいです。

そういう国民感情もあると、いうことを付言いたします。

今日は受刑者移送法についての質疑でございまして、早めではございますけれども、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子でございます。

ただ、一つのやはり打開策といいます。

すけれども、ちょっとその前に一点質問をさせていただきます。

それは、いわゆる民法の改正問題でございます。

この民法改正、選択的夫婦別姓制度を中心といたしました民法改正、私ども野党の議員提案をさせていただきます。

形でこの参議院にも民法改正案を提案をさせていただきます。

これを具体的に審議をさせていただきます。

ただ、この事態にはなかなかならないのです。

そこで、ちょっとお尋ねをさせていただきたいと思うんですですが、今回お示しになつた骨子というのを、言わば原則が同姓制度、そして例外的に別氏制度を認めるという位置付けと伺つてあるところでもございます。並列的に同姓でも別姓でも選択できるということに比べますと若干ニュアンスが違うというふうに私は受け止めているところでございます。

ところでもございます。並列的に同姓でも別姓でもございます。

ところでもございます。

が、これが十分理解をしていただくのに難しい点があつたり、特に自民党的法務部会その他におきまして非常にいろんな議論が出てまいりまして難しい状態になつたことともあつたわけでござります。

これは、このまま何が何でもあの案でなければならぬと言つてはいたのでは進みようがないとのふうに考へまして、部会の中でもいろいろ御提案がございました。もつとこういうふうに考えたらしいんじやないか、あるいはこういうアプローチはないかとかいうような御提案がございました、それらのお考えを参考にさせていただきながら、審議会の答申ということとも踏まえつつ、例外的な場合ということで、そういう意味を強くした内容にしてみたらどうかというふうにだんだんお話をまとまる感じであったのですから、それで法務省、その例外的ということでまとめられるならば案を書いてみてほしいというふうに言われまして、書いてみて、それを御提示申し上げたと いうのが昨日の段階でございます。

ですから、あの案ですんなりといくという見通しが立ったというわけではございませんで、自民党の部会の皆さん御参考までに、現段階で皆さんの御意見を参考にしつつ考えられるものはこんなものでございますということをお示ししたわけですがございますが、かねてから大変いろいろな議論のあつた非常に関心の高い問題でございますので、その案を中心にして更にまた甲論乙駁があつたというわけでございます。

ですから、両方ともに余り自分の主張を硬直的にいつまでもこだわっておりますと一向に前に進まないという状況はまだまだ心配されるわけでございますので、私いたしましては、もう少し工夫する余地はないだろうかということも考えなければならぬというふうに思つてゐるところでございますが、御存じのように、この問題は、国民の価値観が大変多様化てきて、特に女性の生活が変わってきておりますので、百数十年前に決められた夫婦同姓を強制するという今のやり方とい

中にははまらないと、それでは非常に困るという人が、数がそつたくさんではないけれども、その人にとっては非常に深刻な問題を提起しているわけでございまして、そういう人たちにとってうまいぴったり合った方法はないかというのが問題でございます。それをいつまでも両方がこだわっておりまして互いに張り合っているだけでありますと、困っている人たちがいつまでたっても解決されない。その結果、法律上の結婚はともかく事実婚でいこうということになつて、現実に事実婚が増えてくる兆しが大変今多く見えております。そうなりますと、それはそれでもいいという割り切り方もあるかもしれません、そういうことになつた場合に被害を受けるというか困るのは女性と子供であるというのが現実でございまして、私は、妻とか母とかという立場が法律的に守られることも重要なことだと感じますし、また子供の地位も安定するということも重要であると。

そういうことを考えますと、事実婚が増えればそれはそれでいいじゃないかとは言つていられないというふうに思いますし、結婚という非常に人

いよ一步を踏み出されたということをそれぞれ重く受け止めながら、そして今これを期待して待っている多くの皆さんとのニーズにこたえていくことができるようにならうと私も思い、今の大臣のお話を伺わせていただいておりました。是非、また引き続きリーダーシップを發揮していただきたいと、期待をさせていただくところでござります。それで、本題の方に入らせていただきたい、いうふうに思いますが、先ほど、既に佐々木委員の方からも様々な御質疑がありました。私も共にする部分等もござります。できるだけそれを避け少し観点がまた異なるかもしれませんので、多めに重複いたしましたらお許しをいただきたいとふうに思います。

が、一難處にでたとままたと員通少うがをとが、のつる加重して二十年という加重がされるということになるわけですねけれども。
さて、こういう日本の刑罰の体系と、これに対する特徴、今回の法案内容として条約内容は自由刑として、この条約に基づいて受刑者が移送というのがなされるわけですので、この条約締結国で一体どんな刑罰体系になっているのか特に、今回の法案内容として条約内容は自由刑ということになりますので、そこを中心にお伺いをしたいというふうに思いますけれども、特徴的な締約国での刑罰のシステム、これについて御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

私どもで調査した範囲ですので、完全に把握できているかどうか分かりませんけれども、お尋ねの趣旨に沿って御説明させていただきます。

主要五か国ということで絞らせていただきまして、まず自由刑の刑期、これは一個の拘禁刑の複合ということで見てみますと、まずアメリカの連邦ですが、仮釈放のない終身刑及び有期刑となっております。イギリスは無期刑及び有期刑、フランスですが、無期刑及び三十年以下の有期刑、イツが無期刑及び十五年以下の有期刑、イタリアが無期刑及び二十四年以下の有期刑と、そういうふうになつております。

複数の犯罪があつた場合の処理の仕方と、どういふ刑罰が科刑されるかは、その範囲で科刑するという国もございまして、ドントツのようによく最も重い刑罰を基礎といたしまして、他の豆々刑の刑罰も範囲内に加重量の幅を持ちて斗

の知り合の形見の範囲内で力量の伸びをもって積み重ねてす
するといった立場の国もあります。ただ、後者の場合であつても、一定の上限を超えないといふ
う制限が置かれる。この点は日本と似ていると
けですけれども、そういう国がありまして、ドン・
ツではそれが十五年、イタリアでは三十年が上
限です。

期 で 期 といふになつております。
満 場 なお、もう少しあれいたしますと、刑務作業の
関係で申し上げますと、これら主要国のうちでは
フランスが作業を義務付けていないほかは、他の
国では刑法あるいは行刑法令によつて作業が義務づけ

第三部 法務委員会会議録第九号 平成十四年四月十一日【参議院】

付けられております。ただ、それが刑の内容として義務付けられるかどうかまでは正確にはちょっと申し上げられませんが、いずれにしても刑法あるいは行刑法によつて作業が義務付けられておるということです。

大体以上が自由刑の中身というか、概要についての説明でございます。

○千葉景子君 まあ、違うといえば違うし、共通性があるといえばあるというところかなと思うんですけれども。

アメリカなどは、よく言われますように、刑の加重をされますと何十年、極端に言うと百年とかいう刑期があるなどと言われることがあるんですねけれども、これはそういうことなのでしょうか。それとも、計算上はそうなるけれども、執行刑上はどう違つていいのでしようか。その辺はちょっと確認をしたいんですけど。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

御指摘のとおり、アメリカでは極めて長い拘禁刑が言い渡されるケースもありますが、私の知るところでは、恐らく複数の事件を、あるいは刑を執行する場合にそういう面が考えられると思います。

この場合に複数の刑をどう執行するかという問題がありまして、一つの刑に継ぎ足して順次全部執行すると、これは、日本はそういうやり方を取っていますが、そのほかに、裁判所の判断によりまして同時に執行する。例えば二十年、三十年、五十年というのが三つあつたとすると、これを足しますと百になるわけですねけれども、そのうちの一番長い、先ほどの例でいえば五十年ということで、それまで服役すればそれですべて刑の執行を終えたことになるという、言わば同時に執行が行われるという法制もあるようでございますので、一概に、百年とかそういう長期になつたからその期間全部服役しなければならないとまでは言えないのではないかといふふうに理解しております。

○千葉景子君 ななかな、刑の執行の在り方といふのがそれぞれの国によつても異なる部分もあ

り、やっぱりそれを片方の国がそれをつないで刑をするというのにはいろいろ難しい面とか工夫しなければならないところがきっと出てくるんだろうなというふうに思つたりいたします。

今、刑務作業の有無についても触れていただきました。さらに、例えば日本で仮釈放の制度がございます。この仮釈放とかあるいはそれに類する制度、早期に満期を待たずして釈放するというような制度については各国どんな状況になつてているでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お尋ねになりましたが、これも先ほどの主要五か国で見てみますと、アメリカには暫時制度というのがございます。要するに、受刑者の行状の良さに応じまして一年の服役について最早五十四四日の範囲で刑期を短縮すると、そういう制度を採用しているほか、他の国では仮釈放制度が設けられておりまして、どの程度の期間があれば仮釈放が許されるかといったいわゆる仮釈放が許される期間につきましては、刑期の二分の一とかあるいは三分の一の経過後にそれが許される認められるというのがその他の国の大体概要でございます。

○千葉景子君 今、ほんとどんどの国、まあアメリカはちょっとやり方が違うようですねけれども、早期に釈放するたぐいの制度はどこもどうも持つていますが、そのほかに、裁判所の判断によりまして同時に執行する。例えば二十年、三十年、五

年というものが三つあつたとすると、これを足しますと一百になるわけですねけれども、そのうちの一番長い、先ほどの例でいえば五十年ということで、それまで服役すればそれですべて刑の執行を終えたことになるという、言わば同時に執行が行われるという法制もあるようでございますので、一概に、百年とかそういう長期になつたからその期間全部服役しなければならないとまでは言えないのではないかといふふうに思います。

こういう中で、この機会ですのでちょっと伺わせていただきたいといふふうに思いますが、それぞれの状況があるので、ということが分かろうか

議論がございます。全体でいえば、一つやつぱり皆さんが議論を始めているのは死刑制度とそれから無期刑、これらの間が余りにも広過ぎるんで

はないかと。まあ、死刑については賛否両論ございます。私自身は否定的な論者ではありますけれども。

これは、今日はそんな細かくお聞きするつもりはありませんけれども、ただ、やはりこの死刑という極限の刑と、それから今の無期刑の仮釈放で二十年ぐらいで釈放されるという、五十二年という長い期間の場合もありますけれども、どうもその間が余りにも空いているのではないかと。だから何となく、被害者の側から見ても一般的の市民感覚から見ても、急に死刑になるか、あるいは非常に釈放される時期も早い無期刑になるか、どちら何となく、被害者の側から見ても一般的の市民感覚から見ても、急に死刑になるか、あるいは非常に釈放される時期も早い無期刑になるか、どちら

その比率なども分かれば、ちょっとこれ、事前に細かくお尋ねしていかつかとは思うんですけども。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

無期懲役受刑者の収容人員が平成十三年度末で一千九十七名ですが、このうちで最も長く服役している者は、今年の二月末ということで見てみますと、五十二年十月ということが一番長いものでござります。

なお、無期刑の仮釈放、今ちょっと手元にあります

ませんが、昨年は恐らく七人程度が仮釈が認められたというふうに聞いております。その服役期間

といふ、仮釈が許されるまでの服役期間は約二十一年くらいではなかつたかというふうに思いますが、それはそれで、このままではなかなか続かない、を許さない、いわゆる絶対的な終身刑でございますが、これを採用している国としてはオランダ等があると承知しております。また、いわゆる無期ではなくて、最高刑が有期であるという国

もあり、例えばスペインでは最高刑が三十年の懲役といふふうになつていると承知しております。

○千葉景子君 死刑を廃止をしている国では、やはり仮釈放になるということもかなりケースが多いわけで、この日本の刑罰の中でも無期懲役の在り方みたいなものひとつ議論になつてくる、認められるというのがその他の国の大体概要でございます。

○千葉景子君 一番長くなつている受刑者で五十二年ですか、本当に長い受刑期間ということになりますけれども、片や仮釈放になるのが、二十年ぐらいで仮釈放になるということもかなりケースが多いわけで、この日本の刑罰の中でも無期懲役の在り方みたいなものひとつ議論になつてくるのかなという感じがいたします。

最近、この刑罰制度を見直したらどうかという議論がございます。全体でいえば、一つやつぱり皆さんが議論を始めているのは死刑制度とそれから無期刑、これらの間が余りにも広過ぎるんで

はないかと。まあ、死刑については賛否両論ございます。私自身は否定的な論者ではありますけれども。これは、今日はそんな細かくお聞きするつもりはありませんけれども、ただ、やはりこの死刑という落差の大きさですね。だから、死刑を廃止したらもうどんどん釈放されてしまうんじゃないかも、それに対する廃止論もあり、あるいは存置論もある。なかなか議論が十分にされていきにくい一つの理由に、やっぱり死刑とその無期懲役の落差の大きさですね。だから、死刑を廃止という片方の論になりまして、今度は今の無期だけでは、じや重い刑は少し軽過ぎるのではないかということもありますし、なかなか議論が進まない。

我が国で、現状、死刑を存続させているという理由というのは一体どんなところにあるんでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) 死刑の問題につきま

しては、委員御指摘のとおり、様々な御意見があるわけでございますが、やはり基本的には国民がどのように考へるかということにあらうかと思うわけでございます。そういう点から申し上げますと、国民世論の多数が、やはり大変惡質、凶悪な重大事件、こういうものについては死刑もやむを得ないと考へていると思われるわけでございまして、一方、犯罪の現実を見ましても、多数の者を殺害する事件でありますとか、誘拐の上殺人する、殺人を犯す事件などの凶悪・重大犯罪が、これが起きているところでございます。

こういう状況を踏まえますと、やはり罪責が非常に重大な凶悪犯罪を犯した者に対する死刑を科することということにしておくことはやむを得ないというふうに考へているところでござります。

○千葉景子君 重い犯罪に対し、やっぱりそれだけの重い罰を科するのはやむを得ないというところかもしれません。ただ、この死刑制度につきましては、本当に論議が賛否、本当に両極に分かれなされるような状況でございます。多分、この国会の中でも議論をさせていただくと、やっぱり賛否両論、平行線をたどるような議論になってしまうのではないかという感もいたします。これはもう党派を問いませんで、国会にございます死刑廃止を目指す議員連盟は亀井静香先生が会長をなさつてあるということでもございますし、これは本当にそういう議論、なかなか難しいというふうに思います。

ただ、やっぱりその前提として、先ほど言いましたように、余りにも死刑というものとその次の刑がちょっと離れてる。だから、なかなか廃止といつても皆さん、それじゃもう余りにも軽くなつちやうだろうというふうに思いがちですし、その辺のことを考えますと、先ほど、死刑を廃止をしている国々では終身刑的な刑罰を持つてゐる国もかなり多いというふうに承りますので、そういう意味で、やっぱりこの仮釈放がない終身刑的な刑罰というものを考へてみると私は一つ意味はある

のではないかというふうに思つております。

特に、私は、この刑罰の問題、今議論する必要があらうかというふうに思うのは、司法制度改革が進んでおります。その中に、司法に対する国民参加をし、そして一つの犯罪なりに対しやつぱり市民がいかにみんなでそれに対する面でどうか、対峙していくか、そして責任を持つてどういう処罰を、あるいは社会的制裁を加えるべきかという論議に加わっていくことになるわけですね。

そうなりますと、やっぱりこの刑罰の在り方、そして一番重い刑として命を奪うという刑を存続させておくことが本当によいのかどうか、あるいは、じゃ、それに代わるもののがないのかどうか。人を裁くというときに、一体どういうことなのかという論議をやっぱりこれはかなり国民的なオーブンな形でしていいのではないか、むしろする必要があるんじゃないかというふうに考えたりしているところでございます。

そういう意味で、この終身刑的な刑の在り方といいますか是非、こういうものなどについて、この法務委員会も含めて積極的な議論等、あるいは導入の是非などについて検討してみてはいかがかなというふうに思いますが、大臣、いかがなものでしようか。

○國務大臣(森山眞弓君) 御指摘のようないろいろな問題についていろいろな議論があるということはよく承知しております。この問題につきましては、無期刑の在り方だけではなくて、有期刑の在り方もその関連で勉強してみなければいけませんし、それぞれの各罰条の法定刑の定め方なども考慮していかなければいけないと思いますし、今おっしゃいました仮釈放のない無期刑ということについても、これは一生拘禁されることによって受刑者の人生が完全に破壊されるということによって受刑者の人格が完全に破壊されるというような問題も聞いておりますし、刑事政策上むしろ非常に問題が多いというお話を聞いているわけでございます。

外国の例を見ましても、今いろんな例をお出しになりましたし、また刑事局長からも申し上げました

が、この仮釈放のない無期刑というのは、こゝで行われてゐるんだろうか、こういうことも、そこまで見えたことがあります。そこで、必ずしも世界的に非常に普及しているというわけでもないようございました。

したがいまして、この仮釈放のない無期刑につきましては、刑罰の在り方に対する種々の議論を参考にしながら総合的に考えまして、様々な観点から慎重な検討を要すると思つております。

○千葉景子君 刑罰の在り方については本当に難しい問題だというふうに思ひます。ただ、大臣もおっしゃいましたように、終身というのはむしろ社会に復帰することすべてを奪うわけですから、そういう意味で極めてある意味では非常に過酷な刑だということが指摘されているのは私も承知をさせていただいております。ただ、そうなりますと、逆に本当に死刑というのは正に命を奪う刑でございますので、更に過酷といいますか、非常に極限的な刑ということになろうかというふうに思ひます。

そういう意味で、これに正しい答えなどといふのはなかなか出るものではありませんけれども、先ほど言いましたように、やっぱり全体的に刑の在り方みたいなものは、諸外国の実態もいろいろ違うように、やっぱり日本の社会の中でも時代、それから国際的な社会との関係ということも含めまして議論をしていつたらどうだろうかというふうに思ひます。

先ほど言つたように、やっぱりだれも知らないことはありません。この問題につきましては、無期刑の在り方だけではなくて、有期刑の在り方もその関連で勉強してみなければいけませんし、それぞれの各罰条の法定刑の定め方なども考慮していかなければいけないと思いますし、今おっしゃいました仮釈放のない無期刑ということについても、これは一生拘禁されることによって受刑者の人生が完全に破壊されるということによって受刑者の人格が完全に破壊されるというような問題も聞いておりますし、刑事政策上むしろ非常に問題が多いというお話を聞いているわけでございます。

よく言われますように、日本では死刑の執行などは絞首刑で行われるわけですが、そういう

うこともなかなか一般には周知はされていない。

私は、是非そういう意味では、執行がどういうところで行われてゐるんだろうか、こういうことも、自身も拝見したこともないですし、だれも、本当にほんどの人が知らない、こういうこともあります。されど、この委員会などで議論をしていただけた委員長にその辺も御議論の場を作つて、どういう実態なのかということを知ることも大事なんではないかというふうに思つております。そこで、刑の執行をする刑場等をやっぱり視察をして、どういう実態なのかということを知ることも大事なんではないかというふうに思つております。

さて、刑罰もこのように各国の状況も違いますし、施設でのやはり待遇の実態も違うだろうといふうに思ひます。これは先ほど佐々木委員からもおっしゃいましたように、終身というのはむしろ社会に復帰することすべてを奪うわけですから、その受刑者にもいろんな問題として、より強化されていますが、される部分だというふうに思つております。

そこで、お尋ねをさせていただきますけれども、今の矯正施設ですね、日本の、の問題点、幾つかあるうかというふうに思ひます。それは、多分外国人の受刑者にもいろんな問題として、より強化されていますが、される部分だというふうに思つております。

さて、刑罰もこのように各国の状況も違いますし、施設でのやはり待遇の実態も違うだろうといふうに思ひます。これは先ほど佐々木委員からもおっしゃいましたように、終身というのはむしろ社会に復帰することすべてを奪うわけですから、その受刑者にもいろんな問題として、より強化されていますが、される部分だというふうに思つております。

以前から指摘をされております、今、矯正施設の過剰収容、これが非常に問題になつております。これは受刑者も、そしてそれを遇する職員の皆さんにとってもうこれは大変な事態になつてゐるわけです。この間もちょっと物の何かで私も摔倒しましたけれども、一つの部屋にたくさん見いたしましたけれども、一つの部屋にたくさん今収容せざるを得ないということで、例えば朝の起床時刻、その後はそこに設置をされているトイレが本当に列を成すような、そんな状態を起こしているとか、それからやっぱり大勢が待遇をされるということになりますので、そこでのトラブルとも増える、そういうことも指摘をされております。

こういう点について、その中に外国人の受刑者が更に存在をしているとなると、そこでの本当にトラブルとかあるいは問題が多く生じてくるんで

はないかと思ひますけれども、この過剰収容によって起こつてゐる問題点、外国人の収容者に対する問題点も含めてどんなことが起こつてゐるのか、それにはどう対応を今取つておられるのか。ちょっとそこを聞かせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

ただいま御指摘のよう、行刑施設、これは拘置所、刑務所を含む施設でござりますけれども、一〇〇%を超える過剰収容になつておりますが、特に刑務所につきましては一一〇%を超えるといふ状況でございます。

過収容になりますと ます最初に生活の場所
というのですか、居室とか工場、そのスペースが
非常に不足してまいります。それから、あと食費
とか、そういう被収容者の生活関連経費も確保
する必要に迫られるという問題があります。

こういう状況ですので、先ほど御指摘がありましたが、そのほか、集会場、倉庫等を改修して居室や工場に転用するとか、また財政当局の理解も得まして居室棟というのを増築する、そういうようなことで今この収容増に対応しているということをございます。

今申し上げたのは収容確保という面ですけれども、じや施設内での受刑者の処遇の方はどうなさるか、そのほか、集会場、倉庫等を改修して居室や工場に転用するとか、また財政当局の理解も得まして居室棟というのを増築する、そういうようなことで今この収容増に対応しているということをございます。

だろうかといいますと、やはりこの生活空間が狭まるということになれば、当然のことながらストレス、不満というものは増えてまいります。そうするとどうなるかといいますと、やはり規律違反がどうしても多くなってきますので、そのための懲罰という問題も出てきますし、それが更に高じますと、逃走あるいは職員暴行、けんかといったような事故の発生も懸念されるということです。

外国人受刑者は、そういう状況の中で、特に日本語が理解力が必ずしも十分でなかつたり表現力が不十分であると。そういうたために、刑務作業

を科す上でも、いろいろ指導してもなかなか細かいところまで通じないというような問題もあります。各施設ではできる限り、意思疎通ということが一番重要ですので、その困難を克服するために職員の語学研修を実施するとか、あるいは民間の方のボランティアの方に御協力を得るとか、あるいは大使館の御協力を得るというようなことで、通訳、翻訳等の関係機関の、通訳、翻訳等の面で、そういうたる関係機関の協力を得て意思疎通を図るように今努力しているというのが現状でございまます。

千葉景子君 これはイタチごっこのようになつても困るわけなんですねけれども、もう増える、施設を増やすなりしていく、で、また増え、犯罪が増えていくという繰り返しでは本当に残念なことで、でき得れば施設を増築しなくとも、逆に定員よりも少なくなっていくことになることを私たちもむしろ望むわけですがれども、今そういう状況ないとすると、本当に意思疎通をどうやって取っていくかとか、あるいは、特に外国人の収容者の場合には言葉の障壁等でより一層トラブルになりやすいというようなこともあります。どうふうに思います。

関係で通訳人はきちっと確保されているのか。それから、矯正施設での通訳者の確保はどんなふうになつていいのか。特に、受刑施設、矯正施設の場合には、裁判などですと、一定のその裁判とう手続のところを通訳人が通訳をするということになりますけれども、矯正施設などの場合ですと、日常がその言葉と言葉での意思疎通になるわけですよね。そうすると、一定の、ここからここまで手続について通訳者がいれば足りるというばかりではなくて、本当に日常いろいろな場面場面で必要になつてくるというようなこともあろうかといふふうに思つんですが、そんなところをどう対処をされているのか。

まず、通訳者の確保の点についてお聞きをした上で、その矯正施設での対応方、どんなふうにされているかを聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のように、通訳人の確保というのは大変大事な問題でございまして、検察庁におきましては、外国人の取調べの際に必要な通訳につきまして各地方検察庁で必要な言語及び人数を確保をしていると承知しております。少数言語の通訳人確保につきましては、これは最高検察庁におきまして全国の地方検察庁に登録している通訳人データベースを作成して、必要な場合に各府相互間で通訳人を相互できるような体制を整えていると承知しております。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) それでは、裁判所の実情を御紹介させていただきます。

裁判所におきましても外国人事件は大変増えてきておりまして、通訳を要する事件が年々増加しているという状況にあります。地方裁判所におきまして通訳人が付された被告人の数は、平成元年には六百八十九人と、その年に判決をしたいわゆる終局人員のうちの一・三%という程度にすぎなかつたんです。その後急増いたしまして、平成六年には五千三百三十一人、終局人員中一〇・七%ということで二けたになりました。平成九年には、今までのうちの最高の人数ですが、七千三百十九人ということで一二・六%を占めるようになつた

りました。もつとも、平成十年から若干減り始めましたが、平成十二年は六千二百八十一人、終局の員のうちの九・一%の被告人について通訳人、翻訳人が付されたという状況にあります。

裁判所では、このような事件の急増に伴いまして、各国の大使館、それから大学、語学学校などの協力を得、また広報による公募などを通じまして通訳人の確保に努めてまいりました。その後、結果、平成二年は通訳人の候補者が二十七言語で、延べですが、四百十四人という状況でありました。が、平成十二年度には四十二言語で一千七百三人、平成十三年には四十四言語で三千三十七人まで増

加しております。しかしながら、我が国でその言語を理解する者の数が少ないいわゆる少數言語につきましては、まだ通訳人候補者が一けたというようなものも相当数ありますし、一人しかいないというような状況もありまして、今後ともその確保とその能力向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

矯正施設では日常生活があるわけですので、特に意思疎通を図ることは非常に大事です。特で、通訳人とか翻訳の確保に努めているところでござりますけれども、特に必要なのは、先ほども御質問に出ましたけれども、F級受刑者ということで、これを収容している施設、中心的な施設は府中刑務所と大阪刑務所にあります。こういうところでは、国際対策室というものを設置しまして、両施設に外国語を解する職員を配置するというようないいな手だてを講じておりますが、そのほか、一般の職員でもある程度簡単なことは受刑者の母國語でやれるように、対話集というものを作るなり、また生活、所内生活の手引みたいなものというか、しおりみたいなものについてはある程度その外国人受刑者用のものを作るというようなことで努力しているところでありますけれども、これからもまた外国人受刑者は増えてまいりますので、民間の方々にも御協力いたくなりして、通訳あるいは翻訳をしていただく人の確保に努力していくいた

卷之三

○千葉景子君 御説明いただき、一定の資料いただいておりますが、本当に少數言語になりますと、一応確保されているのが一人とかいうことになりますと、本当にこっちの施設と違う施設などとなると本当に通訳者の人も東奔西走といいますか、とにかく困ります。

の確保でなかなか十分に意味疎通ができるにくいということにもなりかねません。それがいろいろなまた摩擦につながるというふうなことになつても、あれですでの、大変なことですけれども、努力をしていただくと言うしかないのかなという感じがいたしております。

でき得れば本当に犯罪が減るということが一番よろしいとは思いますが、そうはなかなか簡単にいきませんので、これも努力を更に続けていただきたいというふうに思います。

この行刑施設の中でも先ほど各国の比較もさせ

ていただきましたけれども、刑務作業ですね、これがやっぱりどうされているかということは、一つ私も大変関心を持っているところでもございま
す。

ただ、この刑務作業、もう既にさつきお答えな
ども出ておりますので、ちょっと別な観点から聞
かせていただきますけれども、これはそれに対する
賞与金が月に、月額平均四千円という話でした。
まあ、これは決して労働の対価という位置付けで
はありませんので、たくさん賞与金を高額にすれば
いいというふうに私も思うものではありません
ん。

ただ、大きく物事を考えますと、この行刑施設
から社会復帰をする、社会復帰をしてできるだけ
再犯などを防ぎ、先ほどの過剰収容なような状況
ができれば解消できると、こういう循環になつた
方がいいわけですよね。今それがどうも逆な状況
で、受刑矯正施設を出る、前回、更生保護施設に
関連する法案の審議もさせていただきましたけれども、
一定期間そういうところで助走期間を付け
て社会に復帰をする、ただ、なかなか手元に十分

な資金もない、仕事にも就けない、それによつてまた再犯に走る、また矯正施設へ戻つてくる、過剰、定員オーバーになつていく。こういうちよつ

と今流れがあるよう思っています。
そういうことを考えますと、決して労働の対価
というわけにはいきませんけれども、例えばこの
ような会社につづいて、二、三回のヒアリング

賞与金などについても、一定の今後の社会復帰を
一に際のまづ生活の基盤づくりになる程度の何か

持っております。

やつぱり再び

す。直接、刑務作業で売り出した、その得たものが直接、賞与金になるわけではありません。国庫に納まって、賞与金はまた別な位置付けで供与さ

いふことではありまへんけれども、やへば、平易な言葉でいふと、
を防ぎ、そして受刑者の数をできるだけ抑制し、
抑止を目指していく、それがひいては社会的なな
スト、財政的な負担減にある意味ではつながつ

れているということですから、それは分かるんですけれども、やっぱり少いいろんな形で工夫をする、あるいは制度の在り方を見直してみると、余地はあると思うんですよ。それは結構です。

ていくということを考えると、この辺りもいろいろ工夫をする必要があるのではないか。
外国人の受刑者に対する対応の仕方と併せてお答えをいただきたいと思います。

それとちょっと関係をいたしますけれども、先ほどもお話をあつたように、この日本の場合に國內で受刑をし、そして社会に復帰をするという

○政府参考人(鶴田六郎君)　お答えいたします。
受刑者に対しましては、懲役刑の場合ですと刑務作業というものを科していくわけですけれど

場合ですと、これは日本の国内ですから分かりやすいんですけども、これ移送するということになると、例えは、やはりどういう刑務作業となりますが、いつでも、今度帰国した本國で多少なりとも生かされ

も、ただいま委員が御指摘になりましたように、この刑務作業を科すという、それを通じて、その中で職業上の技術あるいは勤労意欲といいますか、そういうものを身に付けさせるという意味で

されるような、そういうことを考へる必要もあるでしょうし、その賞与金の在り方などもどう位置付けたらいいのかということもあるうかというふうに思うんですね。

の職業訓練というのは、社会復帰を図る上で非常に重要だというふうに考えております。

そういうことで、刑務作業と、それからそれと
延長線上にあるんですけれども、やっぱり社会復
帰した際の職業訓練というんでしようか、出たと
きに可いオカに付けて直三の直で、耳元でさ

の技能向上させることを目的としてかなりの範囲で実施しております。職業訓練として実施する種目につきましては、できる限り社会の労働需要に沿った教育を行なってまいります。

きに何が身に付いて更生の道を歩く 再犯などは
走るようなことがないよう手立てをしていくと
いうことも必要だというふうに思います。そんな
ところをどういうふうに今されているのか。そし
て、外国人の受刑者などについては、これも既に
触れてはいただいておりますけれども、やっぱり
本国に戻るということを踏まえてどういう対処を
されているのか、お聞きをしたいというふうに思
います。

これも、前回の更生施設等のお話などもお聞き

が高い職種に対応したものにすべきだというふうに考えておりまして、こういった観点から、現在受刑者職業訓練として、例えば訪問介護員の資格を取得できるような介護サービス科とか、コンピューター技術者養成のための情報処理科とか、あるいは自動車整備士の資格を取得できる自動車整備科など五十七種目を実施しております。また釈放された後、やはり資格を取っているか取っていないかで大分違うのですから、できる限り職業訓練をやった後で公の資格や免許を取得する

第三部 法務委員会会議録第九号 平成十四年四月十一日 【参議院】

ようなど、そういった考え方で今指導しているところでありまして、この点は、今後も時代の要請に合った多様な訓練種目の導入を図つて、その充実を図つていかたいというふうに考えております。

ただ、外国人受刑者の場合はどうかということでも非常に限られてくるところが出てきますし、そもそも社会復帰理念といった場合の社会復帰する場所が日本でない、外国だということになりますと、先ほど佐々木委員の方から御質問がありましたけれども、日本語が余りよくできないということになりますと、職業訓練ということでも非常に限られてくるところが出てきますし、それでも非常に厳しく

それでも非常に厳しいところまで周知をします。そもそも社会復帰理念といった場合の社会復帰する場所が日本でない、外國だということになりますと、一体どういう職業訓練を行つた方がいいだろうかといったようなものが、大変難しい問題があり、そういうことを考えてきますと、やはり本国で、移送して受刑させた方がいいのではないかというような、結論的にはそこに導かれるようなることがありまして、今回の受刑者移送制度を導入するといった一つの動機には今申し上げたような点があるということで、お答えとさせていただきたいと思います。

○千葉景子君 これはそのとおりだと思います

ね。なかなか復帰するところが、日本であれば対応の仕方もあるうかというふうに思ふんですけれども、復帰するのが外國、その者の本国ということになると、なかなかそれに即応した、それで、それに十分適応できるような対応、訓練を我が国の矯正施設でやるというのも、これ限界があるのかなという感じもいたします。

こういうことも背景にありながら、今回の法案も条約締結もあるうかというふうに思ふんですけれども、これも触れたところですけれども、本人の同意というのがこの送り出し、受け入れの条件になつていますよ。この本人の同意を得るために、あるいは本人の申出みたいなものが契機になるのかもしませんけれども、こういう制度があるということをどういうふうに受刑者に周知をするのでしようか。これも触れたところですけれども、日本語が余りよくできないといふふうに思ふんです。

○千葉景子君 これはそのとおりだと思うんです

ね。なかなか復帰するところが、日本であれば対応の仕方もあるうかというふうに思ふんですけれども、復帰するのが外國、その者の本国ということになると、なかなかそれに即応した、それで、それに十分適応できるような対応、訓練を我が国

の矯正施設でやるというのも、これ限界があるのかなという感じもいたします。そういうふうなものが、この日本で処遇を受けておこうと、こういふうなことも選択の中に出でこようかというふうに思いますし、あるいは仮釈放の、先ほどお聞きをいたしましたけれども、制度、これも年数とか基準などをございまして、早期釈放の制度はどこにもあるようではございますけれども、その年数とか基準などを違つていて。

こういうふうなもろもろを受刑者に示すというようなことまでされるのでしょうか。それとも、本国で受刑できるよと、そういうことだけを周知をするというふうなことになるんでしょうか。その辺はどういう手続になるか教えてください。

○政府参考人(鶴田六郎君) 受刑者移送制度の受

刑者に対する告知ということいろいろ御質問がありましたので、その一つ一つについてお答えいたしますが、まず申出が移送手続の端緒になるか

というのはそのとおり、受刑者から移送に関する申出があれば、それをきっかけとして裁判国又は執行国が移送の要請をすることがあるわけでございましたが、まず申出が移送手続の端緒になるか

約の中身というだけで、条約そのものの説明とい

うだけではなくて、実際に受けるであろう処遇の

内容とかいうことにまで一應告知をする、あるいは十分な説明をした方がいいのではないかと考え

ておられるということですね。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

条約上の義務といたしましては、先ほど申し上

げました条約の内容、これを各受刑者に、裁判国

において告知するということで、すればよいとい

うことですので、条約上の義務としてはそれで足

りるかというふうに考えておりますが、どの程度

までという具体的にまでまだ詰めて考えておりま

せんけれども、ある程度の法律、帰る先の法制度

がどうなつてているかという点については、概要

については同意を得るときに説明することになる

でしょうし、またその国の領事館の方もまた面接

して同意の確認を得るということになりますの

で、そういう過程でより詳しい説明がなされる

ふうに考えております。

このことは、また逆に日本人受刑者が外国にい

る場合どうだという場合にも、日本に帰つてから

どうなるんでしょうかと、共助刑の刑期あるいは

そういうものはどうなるんでしょうかというの

は、当然関心を持つことですので、条約上の義務とし

を受け得ることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知する」というふうに規定しておりますので、条約上、裁判国が告知の義務を有しているわけであります。裁判国がこの条約上の義務を履行としてこれを誠実に行うということになりますので、受入移送の場合は、日本人受刑者の場合は外國にいるということになりますので、恐らく裁判国である外國がこの条約に基づいて誠実な告知をするであろうというふうに思われます。

では、送出移送の場合は、今度は裁判国であるのは我が国になりますので、送出移送の犯罪に係る裁判が確定した時点で、受刑者が収容されている監獄の長が受刑者に対してこれは欧州評議会が作成しているモデル告知書というもののがございました。早期釈放の制度はどこにもあるようではございますけれども、その年数とか基準などを違つていて。

こういうふうなもろもろを受刑者に示すというようなことまでされるのでしょうか。それとも、本国で受刑できるよと、そういうことだけを周知をするというふうなことになるんでしょうか。その辺はどういう手続になるか教えてください。

○政府参考人(鶴田六郎君) 受刑者移送制度の受刑者に対する告知ということでいろいろ御質問がありましたので、その一つ一つについてお答えいたしますが、まず申出が移送手続の端緒になるか

約の中身というだけで、条約そのものの説明とい

うだけではなくて、実際に受けるであろう処遇の

内容とかいうことにまで一應告知をする、あるいは十分な説明をした方がいいのではないかと考え

ておられるということですね。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

条約上の義務といたしましては、先ほど申し上

げました条約の内容、これを各受刑者に、裁判国

において告知するということで、すればよいとい

うことですので、条約上の義務としてはそれで足

りるかというふうに考えておりますが、どの程度

までという具体的にまでまだ詰めて考えておりま

せんけれども、ある程度の法律、帰る先の法制度

がどうなつてているかという点については、概要

については同意を得るときに説明することになる

でしょうし、またその国の領事館の方もまた面接

して同意の確認を得るということになりますの

で、そういう過程でより詳しい説明がなされる

ふうに考えております。

このことは、また逆に日本人受刑者が外国にい

る場合どうだという場合にも、日本に帰つてから

どうなるんでしょうかと、共助刑の刑期あるいは

そういうものはどうなるんでしょうかというの

は、当然関心を持つことですので、条約上の義務とし

てそこまで要求はされておりませんけれども、そういうことについては、その概要や仮釈放制度がどうなっているかというようなことについては、外国で日本の領事館を通じて同意の確認を得るときとか、必要に応じてこちらから職員が行つて同意の確認をするという場合もありますが、そういう機会をとらえて説明した方がいいのではないかというふうに考えております。

○千葉景子君 これも先ほどの御質問でも触れておられたところですけれども、今のような条約そのものではない、処遇の内容等にかかること、それの両国の違いとか、そういうことは、例えば法務大臣が相当性を判断するに当たつて配慮される条件といいますか、要素になるんでしょうか。

例えば、日本では刑務作業を科している、しかし送り出そうとする国の方はそういうものがないうまいか。あるいは、仮釈放とかその制度が非常に大きく違つて、それによって刑のやっぱり執行が非常に差異が生じてくる、こういうようなことなどは、最終的に御本人が、よし、是非そちがいいということがあろうかもしませんけれども、大臣としての、いや、これはやっぱり相当性に欠けるからやつぱり相当でないと、こいつは刑としての一体性といいますか共通性にちょっと欠けるからやつぱり相当でないと、この点について、先ほど歐米諸国の仮釈放の制度等を申し上げましたけれども、結じて日本よりも仮釈放が許されるのにどのぐらい服役期間を要するかという期間が、日本は有期刑の場合三分の一ですが、二分の一とか、それが三分の二とかいうかなり長く設定されているようですので、すぐ仮釈放になるというような事態は余り想定されないというふうに考えておりますが、いずれにしても、そういうことは当然、相当性の判断のときに考慮することになるというふうに考えております。

また、刑務作業の場合につきましても、今、日本では刑の内容としてやつておりますけれども、その目的はやはり本人の改善更生、社会復帰のための措置ですので、恐らく外国においても、刑の内容としてはではなく、矯正処遇の一手段として刑務作業という方法が取られているところが多いわけですし、またそれがない場合でも、他の改善更生のためのプログラムとか、そういうものも用意されていますし、またそれがない場合でも、そういったところに送ることについて、この制度の目的の面から見て特に問題があるというふうには考えておりませんというところでございます。

○千葉景子君 日本の刑の執行を嘱託するという趣旨にやつぱり合致するといいましょうか、それを受け止めさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、つい先日訪ねました韓国においても非常に関心を持っておられて、近い将来検討する課題にしたいとお話しございまして、日本の場合も、当然、アジアにおいて比較的法律制度の近い韓国辺りが一番最初の課題であるかなというふうに思つております。それでも、まず日本がこのような制度を整えてからお答えがありました。重ねてで恐縮でござりますけれども、やつぱりこれ、制度が十分に活用されるためには、今、受刑者の多くを占める中国あるいはアジアの諸国が、やつぱり同じ共通な刑罰制度、あるいはこの条約なりへの加盟等がありませんと、数からいきますと本当に限られた数の適用しか今の現状では難しいのかなという感じがいたします。

そういうことを考えると、その辺の今後の課題ということになろうかというふうに思いますけれども、そのアジア諸国などにやつぱり法整備とかあるいはこの条約の締結などを促すようなそういう活動も、この制度を日本が批准する以上、やっぱりそれを確たるものにしていくという役目もあると思うんですが、その点についての大臣としてお考えをお聞きして、終わりたいと思っております。

○國務大臣(森山眞弓君) おっしゃいますように、今、日本人受刑者の中にはアジアの人々がかなりの多数を占めています。しかし、一方において条約締結の人々も、少しではありますが、おりますので、まずこの条約を私、日本の方が締結する、そのためには必要な法整備を行うということによりまして、その取扱かりをまず作つていきたいというふうに思います。

アジア諸国の中でも、この条約に加入しているものはまだもちろんございませんけれども、昨年、タクシード開催されました第二十一回アジア太平洋矯正局長等の会議におきましても、議題の一つとしてこのような問題が取り上げられておりまして、関心はかなり高いというふうに思います。

今回の国際受刑者移送法案は、欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約に基づく法案でございます。この条約につきましては、既に一九八五年に発効いたしまして、欧米各国、アメリカ、カナダなど四十九か国が批准しております。犯罪のグローバル化がますます進む状況にありますので、その現実に即した必要な対応を定めた条約と考えておりますが、今回ようやく日本も批准を決めたわけでございます。

一九八五年の条約発効以来、既に十七年が経過しておりますが、なぜ欧米諸国に比べまして日本は十七年も批准が遅れたのか、その理由をお伺いいたします。また、今回ようやく批准に至つたわけですから、その批准に至つた要因についてもお答え願えればと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

我が国においては、この条約が採択された一九八五年以降、しばらくはこの条約の締約国を母国

とする外国人受刑者が余り多くありませんでした。少ないと言つた方がいいかもしれません。それから、受刑者移送というのには、これは非常に新しい制度でありまして、これを実施するためにはある程度の諸外国との刑事法制度上の共通性が必要であるわけですが、その調査検討にかなりの時間を要したといったようなこともあります。こういったような理由から、この条約に加入することをしていなかつたものであります。

しかし、最近、外国人受刑者も大変急増していました。それと軌を一にして、欧米諸国からもこの条約に加入してはどうかというような要請もありました。昨年二月には、欧洲評議会閣僚委員会から、我が国がこの条約に加入することについての要請もなされました。そういうことから、刑事法分野における国際協力の発展に貢献するという観点からこの条約に加入することといたしまして、国内実施法として本法案を立案した次第でございます。

○浜四津敏子君 本法案は非常に技術的な法案でございまして、その解釈につきまして、実務に携わる方々にとつてあいまいさが残らないように何点か確認をさせていただきたいと思います。既にこれまでになされた質疑と重なり合う点もございますけれども、再度確認させていただきます。

まず第一条、「目的」のところでございますが、この中で、「この法律は、外国において外国人の確定裁判を受けその執行として拘禁されている外国人について、国際的な協力の下に、その本国において当該確定裁判の執行の共助をすることにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を促進することの重要性にかんがみ」とあります。この法案を実施することによりまして、どういう点で受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進が現実化するのかについてお伺いいたします。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

外国で受刑する者は、言語、習慣、生活様式ある

るいは宗教等の相違から、外国での矯正処遇には適応するのが難しい場合があります。また、親族、家族といった者との接触も容易ではありませんので、社会復帰後の生活環境の調整が十分できないということもあります。また、仮釈放後も退去強制となることがあります。さらに、施設内処遇から社会内処遇への移行も難しいと、こういうような事情もございまして、受刑生活上に種々の困難があるわけです。

このような状況にある外国人受刑者をその本国に移送して刑の執行を受けさせることにすれば、これらの困難な状況が除去、緩和されることになりますので、それだけその改善更生及び円滑な社会復帰が促進されることになるであろう、そういうふうに考える次第です。

○浜四津敏子君 現在、我が国の刑務所で服役している来日外国人で多いのはどの国籍の者か、その国名と人數を多い順に十か国挙げていただけますでしょうか。また、それらの国々が刑を言い渡された者の移送に関する条約に加入しているか否かを明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 平成十三年末の来日外国人受刑者ということで申し上げますと二千四百六十人となっておりますが、国籍別に多い順に申しますと、中国一千六十五人、次がイラン三百二十五人、三番目がブラジル百九十四人、四番目が韓国百四十四人、次がフィリピン九十八人、その次がベトナム八十八人、続いてタイ六十人、ペルー五十五人、台湾四十人、マレーシア三十九人となつております。

これらの十か国は、いずれも欧州評議会条約には未加入の国でございます。

○浜四津敏子君 これも何度も指摘されておりますが、実際に、今回、日本がこの条約に加入いたしまして、本法案を成立、施行することといたしましたが、在日外国人受刑者の本国の多くがこの条約に未加入のままでは実効性が極めて乏しいことにあります。

これらの未批准の国々は、受刑者移送について

○政府参考人(鶴田六郎君) まず、私の方から条約未加入国が受刑者移送にどのように考へておられるかといふお尋ねについてお答えさせていただきますが、アジア諸国外の国についてはどういう考え方を持っておられるかちょっと承知しておりませんが、アジア諸国につきましては、アジア地域の矯正行政に関する国際会議でありますアジア太平洋矯正局長等会議におきまして受刑者移送の問題等々が討議されたことがあります。

特に、昨年、タイで開かれた二十一回会議でも、議題の一つとして外国人処遇と受刑者移送が取り上げられておりますけれども、受刑者移送制度の導入につきましては、既にタイでは、欧州評議会の条約には加盟しておりませんけれども、アメリカ等との間で受刑者移送を行つております。その他のアジアの諸国の多くの出席者からは、今後検討していくべき問題であるという姿勢が示されてゐるところでござります。

○國務大臣(森山眞弓君) 先日、韓国を訪問いたしましたして、犯罪人引渡し条約に署名をいたしました。

そのときの向こうの法務長官との会談の中で、いろいろの話題が出ました中で特にこの問題についても多大の関心を韓国側も示しておられまして、次の課題としてお互いに検討していくことになつたところでございます。

○浜四津敏子君 今回、この法案が成立して施行された場合、その対象となる外国で服役している日本人等受刑者は何人と想定しておられますでしょうか。

○浜四津敏子君　それでは次に、法案の第五条について伺います。

この第五条は、「受入移送は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これをすることができない。」となっておりまして、受入移送ができる場合を列挙しております。

まず、その一号では、「受入受刑者の同意がないとき。」とありますが、この「同意」というのは受刑者移送条約三条1のdで規定している移送の条件にある者と同じと考えていいのかどうか。その場合、受刑者に同意の意思能力がない場合は不十分と考えられる場合に、条約によれば、受刑者の法律上の代理人が移送に同意していること、つまり法律上の代理人の同意があればいいということになるわけですが、この法案ではどのように考えていけばよろしいでしょうか。

○政府参考人（鶴田六郎君）　法案の五条1号は、ただいま御指摘がありましたとおり、条約三条1dが受刑者自身が受刑者移送に同意していることを要件として定めていることを受けた規定でござります。

条約三条1dにおいては、受刑者本人の同意のほか、代理人による同意についても規定しておりますが、この代理人による同意は条約上必ず設けることを義務付けられているというものではありませんので、本法案においては受刑者の法律上の代理人に関する規定に対応する規定は設けておりません。これは、受入移送はやはり当該受入受刑者に一身専属的な性質の措置であることや、また受入移送に同意するか否かの判断は、我が国に移送された我が国の法令により外国刑にかかるわる確実裁判の執行の共助を受けることを承諾するというのですから、さほど高度な判断能力を要する事柄ではないと、そういったことを考慮いたしまして、あえて代理人による同意制度を設ける必要

がないというふうに考えたものでございます。
○浜四津敏子君 この受刑者の同意の法的性格について伺いますが、受刑者は移送についての同意

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。
不同意を述べることができるだけで、言わば希望の表明というだけで、積極的に移送を求める権利性を与えられているのかどうか、お伺いいたします。

条約は受入受刑者に受人移送を求める権利があることはしておりませんで、法案においても、受刑者に受入移送を求める権利があるということにしておりません。その理由は、受刑者移送は受刑者の既存の不利益状態と申しますか、裁判制度での受刑状態を更に増大させ、新たな不利益を課すといったものというより、改善更生と円滑な社会復帰を促進するために、刑事政策上、合目的的な

判断に依拠した措置でありまして、本来、裁判官及び執行官の裁量にゆだねられるべきものであるというふうに考えたからでござります。

要しますけれども、受刑者に自分がどこの国で刑罰の執行を受けるかということを自由に選択できるものではなくて、移送を請求する権利があるといふうにはしておらないところでございます。

ですが、二号では、受入受刑者が十四歳に満たないときは受入移送ができないものとされております。条約にはこの年齢制限はないと解釈しておりますが、法案で十四歳未満の者を受入受刑者から除外した理由はどうなっているのか。

外國によつては十四歳未満でも刑務所に服役させる法制度を取るところも考えられるところですが、その場合、特にこうした年少者につきましては家族の元に、母國の元に移送すべきではないかと考えます。日本側の受入れとしてはこれは厚生労働省の児童支援施設ということになりますが、十四歳未満についてもこれは受け入れの対象とするべきではないかと考えますが、いかがでしようか。

○政府参考人(鶴田六郎君)　お答えいたします。
御指摘いただいたとおり、この要件は条約上の
要請に基づくものではございませんで、むろん契

が国の刑事法秩序との整合性というものを考えた
要件でござります。

昨年四月に施行されました改正少年法においては、
して、刑事処分可能な年齢が十六歳以上から刑事訴
えを開始する年齢が十五歳に引き下げられました。

任年齢に一致させまして十四歳以上に引き下げられましたけれども、それでも十四歳未満の者が刑

に科せられることは無いわけであります。そういう

りますと、そういう者が監獄に拘置されると、うことは我が国ではあり得ないということになります。

ますので、受入移送の場合であつても、十四歳未満の者を監獄に送致することは我が國の法判上確

当ではないのではないか。そういうことから、こ

れを受入移送の制限要件としたわけでございなす。

○浜四津敏子君 同じく同条三号では、「受入移

送犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によ

れば禁錮以上の刑が定められている罪に当たるものが、二種三種あります。

のないとき」と規定されますが、この趣旨について説明願いたいと思います。また、同

号で受入移送を禁錮以上の刑が定められた罪に当たる場合に限定して、ある理由がどこにあるのかを

お伺いいたします。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。法案の五条三号ですが、一口に申しまして、こ

れはいわゆる双罰性を要件にしたということですが、三二、暴力の三者、更に二つ以上の二多義の

さしまして、条約の三条1項eというのに移送の要件として、刑を命ぜられることの理由となつた

作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行つれたこと

成ることと並んで執行官の命婦において行われたものとした場合に犯罪を構成することと、そういうふう

になっておりまして、いわゆる双罰性があることを規定しておりますので、法案においてもこの四

罰性を受入移送の要件としたものであります。

こういつた双罰性を必要とするという趣旨で、けれども、およそ我が国において犯罪が犯罪とされ

四月十一日 [參議院]

第三部 法務委員會會議錄第九號

平成十四年四月十一日
【参議院】

る場合の具体的な手続の流れはどのようになるのか、簡潔に御説明願います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 裁判国から受入移送の要請があった場合、まず最初に、法務大臣は、裁判国から送付された書類によりまして法案第五条の要件に該当しないか否か、かつ要請に応ずるところが相当であるかということをまず判断いたします。

次に要件に該当し相当と認めた場合につきましては、原則といたしまして、裁判所に、駐在する大使、公使、領事官等に委任して、対象とな

る日本人受刑者の同意を確認させることといたしました。

その次は、その受刑者が移送に同意するということでその旨の書面が到着いたしますと、法務大臣としては、東京地方検察庁検事正に対しまして関係書類を送付して、受入移送ができるかどうかの審査請求を東京地方裁判所にするように命じます。

そして、裁判所において移送ができるとそういう旨の決定があったときは、その後特段の事情変更がないかどうかを考慮した上で、その締約国に移送の要請に応ずる旨の回答をするとともに、東京地方検察庁検事正に対しまして受入移送を命ぜるという流れになつていくと思ひます。

なお、受入移送を命じたときには、その受刑者にその旨を通知するということにしております。

○浜四津敏子君　法案第七条及び第十二条には法務大臣の相当性の判断が出てまいります。七条で

は受入移送の要請があつた場合にその要請に応ずることが相当と認めるとき、また十二条では、要請がない場合でも相当であると認めるときはと、こうなつておりますが、この法務大臣の相当性判断の要素及び基準がどういところにあるの

か、お答え願います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 共助刑の執行方法に
関するお尋ねでありますけれども、これをだれが
するかというのは、裁判所とかそういう特定の機
関ではなく、この法律によつて自動的に定まるよ

うにして、そういうふうな形にしております。

しては、法案第十六条におきまして、受入移送犯罪に係る確定裁判で言い渡された外国刑の性質に

応じまして、徴役に相当する刑であるときは徴役刑、禁錮に相当するときは禁錮刑とそれぞれの刑の執行と同様に行いまして、したがいまして受入受刑者も懲役受刑者又は禁錮受刑者と同様に取り扱つておる所です。

扱わることになるわけです。

場合は二十年を超える場合には二十年を限度として執行することとしておりまして、ただ、受入受刑者が二十歳に満たないときは、外国刑の言渡を受けた場合は十五年を限度とすることとしておるわけでございます。

相当性の判断についてのお尋ねですが、この点については年前中、大臣の方から御答弁になつたとおりでございまして、受刑者移送の趣旨が生かされるよう十分配慮する必要があろうと思ひます。

ます。外国で服役している日本人受刑者の受け
移送の場合は、その者の家族関係、生活歴等、対
象受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進に
関係する諸般の事情等を勘案いたしまして、個別
具体的な事案ごとに受け移送が相当かどうかを判
斷することになります。

一方、我が国で服役している外国人受刑者の移送の場合には、その者の改善更生や社会復帰

の促進とともに、他方で、我が国の裁判所が言い渡しました刑罰の持つ応報機能や抑止効果が損な

われないようになります。されど、このことは、
わざわざお詫びの意を表すのである。」
とがいいよう留意していくかなければなりません。
で、受刑者移送の目的や刑罰の機能がより良く發揮されるよう、関係する諸事情を総合的に判断し
て個別具体的に受入移送が相当かどうか判断する
ということになります。

○浜四津敏子君 十七条の一項二号イには、外国刑が二十年を超える刑の場合、共助刑の期間を二十年としております。これは、現行法上有期刑の上限が二十年であるからということだらうと思ひますが、例えばアメリカ等で言い渡される懲役あるいは禁錮に当たる刑が百年とか二百年という刑の場合については、それも二十年とするのか、それともそれは本来の趣旨は終身刑ということによく解釈をして無期とするのか、その線引き、あるいは区分というのはどの辺りになるのか、お答え願います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 外国において有期の刑を言い渡されている場合は、これは何年の刑であつたとしても無期とはせず二十年を限度として共助刑を執行することといたしておりますので、共助刑の刑期間はそういう場合、無期にはなりません。

したがいまして、お尋ねのような線引きといふものはないわけでございます。

○浜四津敏子君 それでは次に、送出移送についてお伺いいたします。

二十八条では、送出移送ができない場合を列挙しております。一号は同意がないとき、二号はいわゆる双罰性の要件でございます。この一号、二号は受入移送の要件と同じなわけですけれども、その他の要件、三号から六号につきましては、これは送出移送についてはより厳しいことになつておりますが、これらについてなぜ必要なのか、説明していただきたいと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 三号の要件についてまず申し上げますが、ちょっと技術的な細かなことになつて大変恐縮ですが、刑事訴訟法の第三百五十条の請求というのは、併合罪について処断された者がその一部について大赦を受けた場合に大赦の対象となつていいない事件については改めて刑を定めることが必要になつておりますが、そのための請求手続でござります。

それから、そういうたケースを、三百五十条の請求とか又は上訴権回復又は再審の請求若しくは

非常上告といった手続が日本の裁判所に係属しているときには、我が国の懲役又は禁錮の刑が変動し又はその執行が不可能となる可能性がありますので、そのような可能性のある場合、そういう段

階で執行共助を嘱託するというか送出移送をいたしますと執行共助を嘱託する裁判の内容が変わるので、そういうのがはつきりしてありますので、た段階まで送出移送はしないようにしようという

ことございます。

特赦等によりやはりこれから送り出しそうといふ裁判の言渡しが場合によつてはなかつたことになつたりその内容が変更される可能性がありますので、このような状態で送出移送するはやはり不適当でない、その辺の取扱いが決まつた後に送出移送をすべきであるということからそういう要件を四号に定めたものでございます。

係る確定裁判において、執行共助の嘱託をしようとする懲役又は禁錮のほかに罰金刑が併科される場合がないわけではありません。この場合この罰金等の執行を終えてから送出移送を実施しなければ罰金の裁判が執行不能となるおそれがありますので、そういうことに配慮した要件でござりますので、

ざいます。
第六号の要件の方ですが、送出移送者につきましては、送出移送犯罪以外に余罪がある、その余罪について裁判が係属している、又は既に余罪がある

り、又は余罪に係る確定裁判の執行ができなくなつた
について確定裁判が言い渡されているが執行がまだ
未了だといった場合には、送出移送を実施して一
まいますと係属中の裁判が受けられなくなつた
り、

○浜四津敏子君　日本で服役している外国人受刑者から送出移送の申出があつた場合の手続の流れがどうなるのかを簡潔に御説明いただきます。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

先ほどは受入移送ですが、今度は送出移送の場合の手続の流れについて御説明したいと思いますが、外国人受刑者から送出移送の申出があります。最初に、法務大臣が受入移送ができる場合に該当するかどうか、具体的に申し上げますと、法案二十八条各号のいずれにも該当しないということをまず判断しまして、かつ送出移送することが相当であると、そういうふうに認めた場合には執行国に対しまして送出移送の要請をすることがあります。これは、法案第三十三条第一項に定められているところであります。

その次の段階は、執行国からその要請に応じますよといった通知が戻ってまいりましたときには、この段階で送出移送を決定いたします、法案第三十四条一項でございますが。そして、送出受刑者を引き渡す必要がありますので、在監する監獄の長に対して引渡しを命ずるということにいたします。これも三十四条二項に規定されています。その後の措置は、引渡命令は引渡状を発行されることになりますし、法務大臣は引渡状を発行するとともに外務大臣に対しまして受領許可状というのを送付いたしまして、この受領許可状を受領した外務大臣がこれを執行国に送付いたします。

引渡しの交付を受けた監獄の長は、執行国の官憲から、先ほど申し上げました受領許可状が示されて送出移送者の引渡しを求められると、これに応じて送出受刑者を引き渡すと、そういう流れということになります。

○浜四津敏子君 法案二十九条では告知の手続が速やかに送出受刑者を執行国に護送することと定められております。これによりますと、監獄の長が、「在監する締約国(の)国民等に対する言い渡された懲役又は禁錮の裁判が確定したときは、速やかに、その者に対し条約に定める事項のうち重

要なものを告知しなければならない。」とあります。

いつ、どういう形で、何を告知するのか、「条約に定める事項のうち重要なもの」というのは具体的にどういう事項を指しているのかをお答えいただきます。

○政府参考人(鶴田六郎君) お尋ねの条約内容の告知ですが、送出受刑罪に係る裁判が確定した時点で、送出受刑者が収容されている監獄の長がその受刑者に対しまして、欧州評議会が作成しておりますモデル告知書に基づいて作成される条約告知書、これはその受刑者の母国語に翻訳されたものになるわけですが、それを付した上でその内容を説明する予定でございます。

また、法案二十九条に規定します重要事項というのはどういうものかというお尋ねですが、これは、条約第四条によりまして、受刑者に告知すべき条約の内容として、先ほど申し上げましたモデル告知書に盛り込まれている事項、それから国際受刑者移送法に規定される重要な事項を考えております。

具体的に申しますと、一つは移送の対象となる受刑者の範囲。一番目には受刑者移送の要件。これは、条約だけではなく国際受刑者移送法上の要件も含むことはもとよりです。それから三番目に、移送後の執行共助の方法。それから四番目に、裁判国及び執行国両方が恩赦の権限を有していると申立てること。五番目に、再審は裁判国に對してのみ申立てること。それから六番目に、受刑者移送について希望を表明できると、そういうことを重要な事項として告知する予定にしております。

○浜四津敏子君 この法案では、我が国で服役している外国人受刑者に対する告知についてのみ規定しているわけですが、も、外国で服役している日本人等受刑者に対する告知はどのようにするのか、いつ、だれが、何を告知するのかをお伺いいたします。

○政局参考人(鶴田六郎君) この点については、

は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知する。と、こう定めておりま

すから、この条約上、裁判国に告知の義務があることになります。

したがいまして、法案の二十九条では、送出移送する場合の外国人受刑者に対しまして、この条約上の告知の部分を担保するため監獄の長に対して告知義務を課すこととしておりますけれども、一方、裁判国に服役している日本人受刑者に対しましては、裁判国において同様に条約の義務の履行として条約内容が、内容の告知が誠実になされよう。これは条約上の義務ですので、そのように信頼して構わないであろうというふうに思っています。

しかし、なお必要がもしあれば、適宜の方法で、同意の確認の際等において、失礼しました、必要に応じて適宜の方法により我が國から告知するといふようなことも今後ちょっと検討してみたいとは考えております。

○浜四津敏子君 最後に、法案とは離れますが、サッカーワールドカップについてお伺いいたします。

森山法務大臣も、先日、韓国を訪問されまして、フレリガン対策等についても協議されたことと聞いています。

かつて経験したことのない大勢の外国人が短期間に我が国を訪れるということになります。国土交通省の試算によりますと、大会期間中とその後に入国する観客、また大会関係者は四十二、三万人に達する見通しだということでございます。

しかも、例年でも六月には三十八万人前後の外国人が入国しておりますから、このまま推移いたしますと大会期間中の一ヶ月間に約八十万人の方々が我が国に来日することも十分に予想されるところでございます。

全国各地の地方空港の体制も含めまして、大挙

○政府参考人(中尾巧君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、大会期間中は通常時と比べまして大幅な出入国者の増加が見込まれるところでございます。

私どもといたしましては、大会期間中、出入国者数の増加が見込まれます成田空港、関西空港等の主要な大空港はもとより、地方空港も含めまして相当数の入国審査官を応援派遣するべく所要のシミュレーションを取つて今準備をしているところでございます。四月末には、国土交通省から最終的な一般観客の需要予測が出ますので、それで最終的な詰めを行いまして、万全の出入国審査体制の構築を図りたいと考えております。

あわせまして、本大会に乘じまして入国を試みようとするテロリスト、フレリガン等を水際で確實に阻止することは重要な課題でございますので、この関係も併せて所要の処置を講ずることとしているところでございます。

○浜四津敏子君 法務大臣は、先日、韓国を訪問されまして、韓国政府との間でこのサッカーワールドカップ成功に向けての話し合いをされたことと思いますが、どのような話合いをされたのかをお伺いしますとともに、このワールドカップは国際親善、友好のための最大規模のイベントでございますし、また前例のない二か国にまたがる日韓共催という方式で開催されますが、日韓両国民の願いと友好促進の観点からいたしましても、無事故で大成功を期待しているところでございます。

法務大臣の御決意をお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(森山眞弓君) 先日、韓国へ参りましたて、条約署名のほかに、特にこのワールドカップを控えまして両国の関係する様々なことについて相談をしてまいりました。

先ほど、入国管理局長が申し上げましたように入国に関する手続の円滑化、そしてさらにその混雑に紛れて入り込んでくる可能性のあるテロリストとかフレリガン、そういうものに対する情報交換やそれに対する対策について最終的な打合せ、

というのをお聞きいたしましたけれども、これは本當、道理ないと思うんです。

沖縄では、昨年、北谷町での米兵による婦女暴行事件の際に、身柄引渡しをめぐって大きな怒りの声が上がった、地位協定の改定を求める声も広がりました。米兵が刑務所に入つても、こういう罪を罪とも思わないとは私は思うんで、そういう特別待遇をされていると知つたら、沖縄の皆さんはどう思うんだろうかということも思うんです。

やはり、公正な司法への信頼という点からいいましても、待遇の改善というのは、いや、外国人の習慣の違いを考慮することは当然なんです。そうであれば、平等で改善すべきであつて、こういう米軍人の受刑者だけの特別扱いというのは私はもうやめるべきだと思うんですが、大臣、御見解いかがでしょうか。

○國務大臣（森山眞弓君） 先ほど矯正局長も申し上げましたように、米軍当局によつて米軍関係受刑者に対する補充食料の提供というこのやり方は最終的には廃止することが望ましいと私も考えます。

しかし、何十年にもわたつて続けられている取扱いがございますので、にわかに簡単にいうわけにはまいりませんけれども、今後とも鋭意米国側との折衝を續けまして、適切に対処していきたいと思います。

○井上哲士君 是非、早いうちでの改善をお願いしたいと思います。

この移送条約の批准に当たつては、いわゆる国民の保護ということから、アメリカからの要求が非常に強かつたということも報道をされております。ただ、今のような、日本での罪を罪と思わないような取扱いを米軍自身が求めてきたといふことを見ますと、この受刑者の改善更生という趣旨と違う運用がされるんじやないかと、アメリカとの関係で。そういう懸念を私は思うんです。

米兵の受刑者の移送について、法務大臣が相当性を判断して決めるとき案ではなつてゐるわけですが、こういう米兵の受刑者の移送

などは、例えれば県民感情であるとか被害者の皆さんの感情であるとか、こういうことはどういうふうな考慮をされるのか、大臣からお願ひします。

○國務大臣（森山眞弓君） 我が國で服役しております外国人受刑者の送出移送の場合には、その者の改善更生や社会復帰の促進という目的と同時に、他方で、我が國の裁判所が言い渡した刑罰の持つ応報機能や抑止効果が損なわれないように留意しなければならないと考えております。

おつしやるよう、被害者の感情とか国民的な感覚というのも大変重要なと想います。受刑者の移送の目的や刑罰の機能等がより良く發揮されまますように、御指摘のような被害者感情や社会感情など、関係する様々な事情を総合的に考えまして、個々具体的に送出移送が相当地方は判断するということにならうと思います。

○井上哲士君 特に、沖縄県民の皆さん見ておりますので、是非お願いをしたいと思います。

外国旅行する人も年々増えまして、海外での受刑者も十年間で倍ぐらいになつてゐるかと思います。その中には冤罪を主張している方もいらっしゃるわけです。

その一つとしてメルボルン事件というのがあります。これは、九二年に日本人の観光客の一団がオーストラリアでヘロインの密輸疑惑で逮捕され、現在服役中であります。そして、九八年に、国際人権規約委員会に個人通報制度を使って日本人としては初めて通報をした、こういう事件であります。これが通報したときのこの冊子であります。（資料を示す）

ラリアに入ったときに空港で捕まつて、男性四人、女性一人が、全く自分たちは身の覚えがないんだと無罪を主張してきましたけれども、結局、有罪判決を受けました。上告をしましたけれども、懲役十五年から二十年の刑が確定をしております。これ現在、服役中でもう十年になります。女性の方はただ一人、女子刑務所に入つております。

事件の経過を私も大阪へ行つて弁護団の方からいろいろお聞きもしたわけですが、やっぱり現地の大使館の最初の対応がこれで十分だったんだろうかということを思うわけです。こういう日本人が外国で犯罪の被疑者にされたときに、外務省としてどういうふうに対応をするのか。その規定はどういうふうになつていてるんでしょう。

○政府参考人（小野正昭君） お答え申し上げます。一般的に、在外公館におきまして邦人が逮捕、拘禁されたという事実を知つた場合には、直ちに現地官憲に対しまして事実関係の確認をいたしまして、それで当該邦人に対しましては面会等を行いまして本人の希望を聴取するということを行っております。例えば、弁護人ですかと訳が必要になることがありますので、その紹介で現地官憲に對しまして事実関係の確認をいたします。

何というんでしょうか、やはり問題になつてゐるところには対応の問題が私はあつたと思うんですね。しかも、通り一遍の照会とかでは駄目だと分たちは逮捕されたという認識がそもそもないわけですね。運び屋に使われて、言わば参考にいろいろ話を聞かれてると思ってるわけです。ですから、わざわざ領事館と接觸を取りつたり弁護人を雇つという必要性も感じていなかつたと。ある程度捜査が終わつたら自由が戻るんだと信じていると言われております。ですから、言葉も分からぬ執務要領と申しますか指針というものを我々各在外公館持つております。それに基づきまして、しきるべき対応をするわけでございますが、個々のケースは様々でございまして、そのケースごとにまた必要に応じて本省から指示を出して、その対応に遺漏なきを期すということをやつてきてるわけでござります。

今後ともこの点につきましては、個々の事件の状況に照らしまして、被疑者の立場に立つて一層きめの細かな対応に努めていきたいというふうに考えておられる所存でございます。

○井上哲士君 直ちに連絡を取るということなんですが、実はもう一件、外国で冤罪を訴えているのに、フィリピンで死刑判決を、やはりこれ麻薬の関係で受けたおられる名古屋の会社員がいらっしゃいますが、この人の場合も、報道によりますと、逮捕直後に大使館に三回電話をしたけれども、コレクトコールを理由に断られたと。大使館職員が接見したのは逮捕から半年以上も後で、既に一審判決は下りていたと、こういうこともあるんであります。

先生御指摘のメルボルンの本件事件につきましても、邦人が逮捕された直後から、それから取調べの間も含めまして数次にわかつて何度も面会を実施してきております。それから、弁護士の雇用等につきましても助言する等、可能な限りの支援を行つてきた経緯があるわけでございます。

それから、改善すべき点等があるんではないかという御指摘がございました。私ども、もちろん

な供述調書が出ておりまして、例えはリーガルエードという無料で法律扶助を受けられる制度がありますが、こういうこともきちんと説明されていらないわけですね。裁判についても、通訳人の一人が、検察官と弁護士、証人がともに英語で話す場合でも通訳は一人しか付けられず、やり取りの速さに追いつけなくて要約せざるを得なかつたと、こういうことを言われております。本人たちも、審理されている内容について翻訳されるのは一部だけで、まるで雲をつかむような裁判だったと、こういうことをこういう本の中でも言われております。

なお、御指摘のメルボルン事件での事件の通訳との質に問題はなかつたのかという御下問でござりますが、本件事件におきましては裁判所側が法廷での通訳を選定したという事情がござります。それから、総領事館員は主要な裁判には立ち会つて傍聴をしているわけでございますが、通訳につきましては実はイヤホンを通じて行われてきましたという事情がございまして、館員を含め傍聴者たは、当該通訳の部分については十分その適否を判断することができなかつたという事情があつたと、いうふうに承知しております。

○井上哲士君 ですから、そういう、これ裁判の

國の法令等、それから被告人に認められている権利等については当該邦人にきちっと説明していく等の措置を講じていきたいというふうに感じております。

○井上哲士君 是非、一層の強化をお願いをしたいと思います。

この事件が注目されるようになつたのは、最初にも言いましたように、国連への個人通報を日本人として初めて行つたということからです。当初日本ではほとんど知られていない事件でありましたけれども、現地で支援活動をしている日本人から伝わつて、判決から四年たつてやつと弁護団が

いて、いわゆる個人通報制度が規定されているわけでござります。

この個人通報制度につきましては、おっしゃるような意味があるとは思いますけれども、他方で、司法権の独立を含め司法制度との関連で問題が生ずるおそれもあるのではないかという懸念があるわけでございますが、いずれにせよ、この条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目すべき制度であろうと思つております。

○井上哲士君 勧告は政府に行われるわけなので、司法権の侵害にはならないということを言つております。

この個人通報に当たっては、日本の司法通訳人が協会の長尾ひろみ会長が中立の立場で協力をされていますが、通訳人がその気になれば裁判を動かすことができるということもある新聞で言われております。

やり方も違うわけですから、現実には裁判の場所に行っていてもこの通訳がきちんと行われていなければ、いいうことが結果としては見過ごされて残つているわけですね。

できまして、今、連名で証拠などを求めていらっしゃいます。こういうパンフも作つていらっしゃいます。個人通報の中では、捜査段階や公判段階を通じてオーストラリアの通訳体制や運用に問題があつたなども指摘をしているわけですが

人権宣言が五十年のときに、ある新聞の社説でこの問題について、この条約に加わった場合の日本が悪いや若干の混乱よりも、条約を拒むことによつて国際的な人権基準や世界の潮流から取り残されることこそ恐れるべきだと、こういう指摘もされ

日本国内の外国人受刑者の通訳の話も審議で出したけれども、外国での通訳を付けるのは確かに当該国の責任でありますけれども、現実にはいろんな不十分さがあって、日本人がこういう目に遭っているということになりますと、やはり在外

の海外における日本本国政府の対応のお粗末さに晒然としたと、こういうような批判の声なども出ておるわけです。

やっぱり今後、海外でこういう不幸にも事件に巻き込まれる人も増えていくと思うんですね。で

受刑者の方々は、とにかく無実を晴らしたい、た
とえ恩赦が認められても残つて無罪を証明したい
と、ここまで言われて いるようなことがあります。
やはり、こういう世論を広げていくという点で
非常にこの個人通報制度が大きな私は力を發揮

ております。人権感覚を研ぎ、社会や法制のありようを考えていく上で大いに意味のある制度であると、こういう指摘もあるわけで、是非前向きにこれを取り入れていくという点で改めて求めまして、質問を終わります。

邦人の保護の観点から、信頼できる通訳を紹介をしたりする体制が非常に大事だと思います。O E C D 各国とかオーストラリアのいわゆる法廷通訳人の制度、そういう通訳人をしつかり日本の大天使館がリストとして紹介できるようを持って

すから、在外邦人の保護という観点から、一層きめ細かく、しかも迅速な踏み込んだ措置が求められていると思うんですが、今後の強化方向について再度お願いします。

ている一つの例だと思うんですね。

○平野貞夫君 私は、刑事法規の全くの素人でございます。それから、受刑の体験もございません。したがいまして、今朝から法務委員の先生方の質問でほとんど聞こうと思つていていたことを問われまして、これから私がお尋ねすることは場違いで失

いるのかどうか、この点どうでしようか。

○政府参考人(小野正昭君) 法廷通訳制度でござりますが、豪州も含めまして西側先進国の多くの国におきましては法廷通訳制度が存在しているわけでございますが、こうした制度を有する多くの

近年、世界的に事件、事故に巻き込まれる邦人の援護件数というのは増えておりまして、本年一月現在で未決、既決、合わせて邦人拘禁者数百六十名に上がっているわけでございます。

かつては刑罰権は国の主権の一部で裁判国で実現するものが原則だということで消極的だったと思うんですが、今度こうやって踏み出したわけですかから、いろんな意味での人権の国際水準を満たすという点で、この個人通報制度の批准に踏み出すべき

礼なお尋ねがあるかも分かりませんが、御容赦願います。

国におきましては法廷通訳のリストというものは、実は一般的には公開されておりません。そういうのが実情でございますけれども、我が邦在外公館におきましては、可能な限りこうした通訳の情報入手する努力をしておりまして、当該邦人の求めに応じまして紹介等を行つてきているわけでござります。

は、これ練り返しになりますけれども、先生御指摘のように、初動が大切だというふうに我々も認識しております。今後とも、個々の事件の状況に照らしまして、被疑者の立場に立つてより一層きめ細かな対応をしていきたいと。特に、御指摘のように、言葉が不自由な邦人の場合には、やはり必要に応じて、弁護士等と打合せを通じて、（辯在席）

きではないかと思うんですが、大臣の御所見をお願いします。

○國務大臣(森山眞弓君)　条約の批准ということになりますと、それは外務省の所管ということになるわけでございますが、それを前提として私なりのお答えを申し上げますと、今、委員が御指摘になりました国際人権B規約第一選択議定書における

○政府参考人(鶴田六郎君) 通常の場合はそういうことになるかと思います。

○平野貞夫君 この受刑者の申出というのは、法的性格はどういうものですか。権利なんですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。これは、権利ということではなくて、条約上はござりますか。

○井上哲士君 是非、一層の強化をお願いをしたいと思います。

この事件が注目されるようになったのは、最初にも言いましたように、国連への個人通報を日本の人として初めて行ったということからです。当初日本ではほとんど知られていない事件でありますけれども、現地で支援活動をしている日本人から伝わって、判決から四年たつてやつと弁護団ができまして、今、連名で釈放などを求めていらっしゃいます。こういうパンフも作つていらっしゃいます。個人通報の中では、捜査段階や公判段階を通じてオーストラリアの通訳体制や運用に問題があったとすることも指摘をしているわけであります。個人の方々は、とにかく無実を晴らしたい、たゞ恩赦が認められても残つて無罪を証明したいと、そこまで言われているようなことがあります。やはり、こういう世論を広げていくという点で非常にこの個人通報制度が大きな私は力を發揮している一つの例だと思うんですね。

私どもは個人通報制度を国際的に確立している人权保護の基準として批准を求めてきたわけでありますけれども、法務省は検討検討ということを繰り返してこられました。受刑者移送についてもかつては刑罰権は国の主権の一部で裁判国で実現するのが原則だということで消極的だったと思うんですですが、今度こうやって踏み出したわけですから、いろんな意味での人権の国際水準を満たす这样一个点で、この個人通報制度の批准に踏み出すべきではないかと思うんですが、大臣の御所見をお願いします。

○國務大臣(森山眞弓君) 案約の批准ということになりますと、それは外務省の所管ということになるわけでございますが、それを前提として私なりのお答えを申し上げますと、今、委員が御指摘になりました国際人権B規約第一選択議定書における

いて、いわゆる個人通報制度が規定されているわけございます。

この個人通報制度につきましては、おっしゃるような意味があるとは思いますが、それでも、他方で、司法権の独立を含め司法制度との関連で問題が生ずるおそれもあるのではないかという懸念があるわけでございますが、いずれにせよ、この条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目すべき制度であろうと思っております。

○井上哲士君 効告は政府に行われるわけなので、司法権の侵害にはならないということを言っておきたいと思います。

人権宣言が五十年のときに、ある新聞の社説でこの問題について、この条約に加わった場合の疑惑いや若干の混乱よりも、条約を拒むことによつて国際的な人権基準や世界の潮流から取り残されることこそ恐れるべきだと、こういう指摘もされております。人権感覚を研ぎ、社会や法制のありようを考えいく上で大いに意味のある制度であると、こういう指摘もあるわけで、是非前向きにこれを取り入れていくという点で改めて求めまして、質問を終わります。

○平野貞夫君 私は、刑事法規の全くの素人でございます。それから、受刑の体験もございません。したがいまして、今朝から法務委員の先生方の質問でほとんど聞こうと思っていたことを問われまして、これから私がお尋ねすることは場違いで失礼なお尋ねがあるかも分かりませんが、御容赦願います。

最初に確認をしておきたいんですが、送り出しひにせよ受け入れにせよ、手続のスタートは受刑者の申出から始まるということと理解してよろしくお願いしますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

○政府参考人(鶴田六郎君) 通常の場合はそういうことになるかと思います。

○平野貞夫君 この受刑者の申出というのは、法的性格はどういうものですか。権利なんですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。これは、権利とすることによって、条約上は

関心の表明という言葉で表されているとおり、そ

ういう性格の……

○平野貞夫君 関心の表明。

○政府参考人(鶴田六郎君) 関心のあるないとい

う、希望の表明というのも訳し方でいいかどうかはちょっと分かりませんが、そういう性質のものだというふうに御理解いただきたいと思います。

○平野貞夫君 受入移送の場合 法務大臣、それから東京地検ですか、それから東京地裁というところで手続がそれぞれ取られるわけですが、東京地裁が却下、いわゆる審査の結果それを了解しない場合、その希望の表明をした人は例えば東京高等裁判所に救済の申立てをすることはできますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

○東京地裁の判決で、これは受入移送要件に該当しないというふうに決定がなされた場合には、その決定というものは司法の判断ですので、それに法務大臣も拘束されますので、その場合には不服申立てといふものもできないということになります。

それは、今申し上げましたように、権利がそもそもないという、権利性がないということと、それから、できないということになりますと、もう従来の外国における服役状態に何ら変化がないわけでありますので、そういうものでいいますと、そういう地位の変動というものがありませんの

で、不服申立てという制度の性格上、それはそれで完結する。

再度もしやりたいということになれば、もう一度希望の申立てをして、裁判所で指摘されたよ

なことに対する反論できる資料を整えて、もう一度、希望の表明とおかかるますが、申出をして、新たに手続をまた踏めば足りるのではないかと、そういうことでございます。

○平野貞夫君 司法の中に入つたら、やっぱり憲法で言う再審制度というのは機能するんじやない

ですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 一般的に、刑罰を処するとかというような裁判の場合には、そういう一審、二審、上告審ということがありますが、

たたかれては、裁判所を闇にさせた理由というのは、一つには、外国で確かに受刑と

いうそれ自身自由を拘束されている状態にあるわけですが、それは外国でそういうふうになつて、裁判所を闇にさせた方が手続として適正ではないだろうかと、そういった判断に基づいて行つてゐるわけあります。

したがつて、元々の送出移送を申し出るというのは、本人がどこの国で受刑するしないというのは、そもそも権利がないこととございまして、移送の要件に該当しない、そういうふうに判断された場合にはその地位の変動をも全然采さないといふ先ほど申したような理由がありますので、それでその裁判所の判断に不服申立てするという制度を設けなかつたと、こういうことです。

○平野貞夫君 もう一回申し出しそういう方法があ

るということでしたら、じや、この問題について

は一事不再理というものは機能しないということ

でしょうね。

○政府参考人(鶴田六郎君) その判断された時点において、関係証拠あるいは関係資料を外国から入手して、そういう資料の下で裁判所が判断したということになりますので、その判断資料にその後新たな事情が判明したとか、そういうことになりますと話はちょっとまた別になりますが、同じ

ような資料ということがありますと、そういう

司法判断が尊重されるべきではないかと考えてお

ります。

○平野貞夫君 先ほど井上先生のお話にもありますから冤罪ということだつて結構あると思いま

す。

それから、仮に東京地裁の決定が最終決定だと

言つておいたが、その文面をやつぱり法文の中に書いておくのが私は筋じゃないかという主張をし

たいわけなんです。しかし、元々賛成しますから

ね、これは。それ以上言いませんが、

受刑者の権利といいますか、この間大臣に受

刑者にも基本的人権はあるんだというお話を伺つておるんですが、ちょっと角度を変えて質問しま

すが、政府が、法務大臣が出しているこの人権擁護法案、この中には、人権侵害による被害を受け、又は受けけるおそれがあるときは、人権委員会に対

して申出することができますと、何人もと。これは、受刑者もできるわけですね。

○國務大臣(森山眞弓君) 先日申し上げましたと

おり、受刑者も人権がござりますので、できます。

○平野貞夫君 となりますと、受入れの申出のことについてはちょっとと言いません、これ以上。

甚だ失礼でございますが、法務大臣の周辺の繩張なり、地檢の繩張なり、あるいは裁判所の地裁の繩張に、この人権侵害による行為が仮に起つた場合、この人はこの法律が制定されれば、人権委員会に人権侵害などということを申出することができますね。

○國務大臣(森山眞弓君) そういふことは起こりにくくと思いますが、もし万一あれば、できます。

○平野貞夫君 何だか人権擁護法案の審議みたいになつて申し訳ないですから、この人権委員会でありますね。

○國務大臣(森山眞弓君) そういうのは失礼で、本音を聞かせていただきたい

んです。失礼しました。女性に腹を聞かせて

いたいんです。失礼しました。女性に腹を聞かせて

いるのですが、この法案は一回撤回して、もう一回やり直したら、作り直したらどうですか。いかがでござりますか。

○國務大臣(森山眞弓君) 人権擁護法案は、人権擁護推進審議会の答申に基づきまして、現行の人権擁護制度を抜本的に改革して、独立性の高い人権委員会の下で人権侵害の実効的な救済と人権啓発の推進を図るというものです。この法案は、人権の世紀と言われる二十一世紀におきましても、人権尊重社会を実現するためには是非とも必要な法案だと考えておりますので、どうぞ慎重に御審議をくださいまして、できるだけ早く成立させていただきたいと考へております。

○平野貞夫君 大臣としてはそういうこととしよ

うけれども、やっぱり僕は致命的な問題点がある

と思いますので、国会が修正するということになつたら、これはもう大臣も異論はありませんわ

ね。

○平野貞夫君 大臣としてやはり駄目ですよ。法務省の外局で今度は形を変えて審査するということにならぬんでしょう。これは私、人権擁護法案の構成が極めておかしいと思う。そういう意味でもこれ

は独立の機関にしておかなき駄目ですよ。法務

省の外局じゃ駄目ですよ。これは意見を申し上げます。そういうことを、大きな問題があるということを指摘しておくんですがね。

実は、國際受刑者移送法案の審議ですが、これ

に関連してちょっと申し上げたいことがあるが、実は今日夕方から、日本弁護士連合会の主催でこの人権擁護法案のシンポジウムがありまして、江田先生始め我々呼ばれております。自民党の方と

公明党の方は断つたそうなんですが。そこで、実

はこれは受刑者の問題と関連がありますから、重

要な、私は素人ですが、ちょっと角度を変えて質問しま

すが、状況によりますと、それぞれの党の状況あるいは国会の状況を報告せよということになつているんで

すよ。七分ぐらい各党、話をすることになつていますが。

そこで、森山法務大臣の腹を聞かせていただきたい

んです。失礼しました。女性に腹を聞かせて

いたいんです。失礼しました。女性に腹を聞かせて

いるのですが、この法案は一回撤回して、もう一回やり直したら、作り直したらどうですか。いかがでござりますか。

そこでは、森山法務大臣の腹を聞かせていただきたい

んです。失礼しました。女性に腹を聞かせて

今ふと思つたんですが、例えば在日韓国・朝鮮の人やあるいはブラジルなどの二世、三世、四世といった人たち、つまり国籍上は外国人なんだけれども、日本国籍ではないけれども、親の世代から含めて日本で暮らして日本の学校を出たり、文化も日本、文化というか日本の内で暮らしてきた人が多いと思うんですが、その人たちの取扱いというのはどうなるのでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

受入移送の対象者は日本国籍を有するという者と、もう一つ、特別永住者につきましては歴史的経緯から日本に住んでいることが認められておりまして、特別永住者についてはこれを受入れの対象として、法案でいけば二条にそういう形で定義しております。

○福島瑞穂君 翻訳者、通訳者というのが重要な位置を占めると思うんですが、翻訳者、通訳者の確保はどうするのか。また、現状での問題点にはどのようなものがあるのでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お尋ねの場合は恐らく送出移送の場面を想定されておられると思いますけれども、日本で受刑している外国人受刑者に対する送出移送する場合には同意を確認しなきやなりません。その場合には、当然、事柄の性質上、通訳を介して任意の同意を得るよう努めなきなりませんので、こういう場合にはしっかりと通訳人を付けさせるということにいたします。

そのほか、同意の確認に当たっては執行国の方もそれを確認することができるとき約上なつておりますので、我が国だけではなく、執行国の方々がまた面接いたしまして、そういうたう約の内容の説明とか同意の確認といふものを正に母國でするという、二重の形でその点を確かめることにしておりますので、そう問題が起きることは少ないのでないかというふうに考えております。

○福島瑞穂君 服役中の外国人受刑者に対する制度的具体的な周知方法なんですが、本人がこの法律のことを知って、国際受刑者移送法というの

あると知つて申し出るという場合は簡単なんですが、外国人一般がこの法律について知ることはなかなか難しいかもしれません。そうしますと、現在、日本で服役中の外国人受刑者に対する制度の具体的な周知方法については、現在どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 送出移送の場合には、

その送出移送の対象になつております犯罪に係る裁判が確定した時点で、その受刑者が収容されている監獄の長がその受刑者に対しまして、歐州評議会が作成しておりますモデル告知書に基づいて作成した条約告知書、これはその受刑者の母国語に翻訳されたものですが、それを交付いたしましてその内容を説明することにいたしております。

また、裁判が確定した事件で受刑者が収監されないという場合もあるかもしませんが、これは、その後、収監された時点で監獄の長により同様の手続を取ることとしております。

○福島瑞穂君 今、アメリカにいる日本人受刑者からNGOや弁護士のところに対して、例えば日本で受刑したいんだけども、日本の刑務所はどういうな待遇になつているか、賃金はどうなつているのか、面接交渉はどうなつているのかという問い合わせが来ています。また逆に、日本にいる外国人受刑者の属する大使館などから弁護士やまたNGOなどに對して、どういう手続を取ればいいのかという問い合わせがやはり来ております。

つまり、今、外国にいる日本人受刑者の中でも、だれだつて母国に帰りたいし、母国語が使えるところであつて受刑する方がたやすいと思うんですが、他方、その給料、日本の刑務所で払われる報賞金と外国で払われる賃金というのは違いますし、全然レートというか価値が違いますし、あるいは面接交渉なども日本は極めて、家族と弁護士しか会えませんし、いろんな待遇面で違いがあります。

ですから、世界にはいろんな刑務所がありますけれども、先ほど井上委員の方からありましたけれども、日本が国際受刑者移送法を採用するに当たっては、むしろ外国にいる日本人受刑者が喜

んで帰つてくるような日本の刑務所の待遇の状況を作つていく、日本の待遇の状況をやつぱり改善していくこと、国際水準に合わせていくことがとてもなく必要であるというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

刑務所における待遇のやり方というものにつきまして、これまでいろいろ改めるべきものは改めるといふか、もちろんその場合には国際的な動きというようなものも視野に入れながらやつてまいりましたので、今後ともそういうような態度で不斷の努力を続けていくべきものだというふうに考えております。

○福島瑞穂君 是非よろしくお願ひします。

特に、この法律、条約はヨーロッパ評議会がやつておりますので、私も余り外国の刑務所は見学をしたことがないんですが、幾つか見学をすると、例えば開放刑務所であるとか、制服ではなく私服の貸与が認められている、あるいは面会をするときに応接室のような非常に、そばに人が立つてゐるのか、面接交渉はどうなつているのかといふ問い合わせが来ています。また逆に、日本にいる外国人受刑者の属する大使館などから弁護士やま

たNGOなどに對して、どういう手続を取ればいいのかという問い合わせがやはり来ております。

ですから、この国際受刑者移送法がもし成立し

ない人たちも多いのではないかと思つて、日本

の刑務所、日本に帰ろうというふうになかなか思

わない人たちも多いのではないかと。

では、この国際受刑者移送法がもし成立し

た場合には、逆に、先ほど、ちょっと繰り返しに

なりますが、井上委員からもあつたように、ヨーロッパというか外国、ヨーロッパ評議会、せめて

外国の標準とやはり合うような日本の刑務所の処遇の改善、特に医療や賃金の面に関して是非向上

していただけるようによろしくお願ひいたしました。

例えば、先ほども井上委員からありました、日本弁護士連合会は、一月十七日に法務大臣に對して、申立人免田栄さんによる死刑再審無罪者に対し年金支給を求める人権救済申立て事件について次のように勧告をしております。「長期服刑に対し、社会復帰後更生する際に生活を安定させるための年金支給が不可欠であることを踏まえ、国民年金制度への加入の重要性を教示し、保険料免除制度についても合わせて周知徹底するよう勧告する。」それから、同じように日本弁護士連合会は厚生労働大臣に対して、「かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害

とは、日本人はできていませんから、悪い方にそろえるのではなく、良い方にそろえる方向では是非よろしくお願い申し上げます。

次に、その刑務所の待遇とことで言いますと、済みません、もう一つ言います。

受刑者引渡しの際に、刑の執行方法について日本が刑の執行継続の立場を採用した理由について日本が刑の執行継続の立場を採用した理由について教えてください。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

受入移送した場合に、その対象となる外国刑をまま繼続するということですが、ただ、その手続については大変難しい問題がございます。

条約におきましては二つの方法を定めておりま

して、条約十条に、今御指摘がありました刑の執

行継続という手続を決めております。

これは文字どおり、外国の刑ができる限りそのまま継続するということですが、ただ、その手続につきましては、執行国が自国の刑罰法令に照らして裁判国との刑をある程度自国の法律に適用するよう変容できるということになります。

で、できる限り外國の裁判で定まった刑に近い形で受け入れられた方がこの受刑者移送の趣旨がより發揮されるのではないかといつたことを考慮いたし

まして、こういった、刑の転換ではなくて刑の執行継続という考え方を取つて法案を作つたと、こ

ういうことでござります。

○福島瑞穂君 刑務所の待遇のことについてもう少しお聞きをいたします。

日本弁護士連合会は、一月十七日に法務大臣に對して、申立人免田栄さんによる死刑再審無罪者に対し年金支給を求める人権救済申立て事件について次のように勧告をしております。「長期服

刑囚に対し、社会復帰後更生する際に生活を安

定させるための年金支給が不可欠であることを踏

まえ、国民年金制度への加入の重要性を教示し、

保険料免除制度についても合わせて周知徹底する

よう勧告する。それから、同じように日本弁護

士連合会は厚生労働大臣に対して、「かつて死刑

判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害

者が、国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じたい。」と勧告をしております。きつと周知徹底がされ、保険料免除制度についてきちっとされればいいんですが、その制度を知らない無年金になつていることからこのようない申立てがされているのですが、このよくな勧告を踏まえて、法務省としては年金制度、刑務所を出た後、無年金にならないようなことについて、現在どういう工夫をしていらっしゃるか、徹底していらっしゃるか、教えてください。

○政府参考人(鶴田六郎君) 受刑者の年金問題については、ただいまの弁護士会の勧告の以前からいろいろ取り上げられておりましたので、現在では、受刑者が受刑を開始する時期に指導を行いますが、そういう場合に公的年金制度の項目を設けて情報提供を行うこととしているほか、釈放時期が近づいた際にも同様な指導をしております。

そのほか、受刑者の居房には生活の心得といった冊子を備え付けておりますけれども、ここにも国民年金制度についての説明を追加記載するといふような取扱いにしておるところでございます。

○福島瑞穂君 外国、海外の受刑者のことなんですが、これは、オランダ保護観察所では、例えば海外の受刑者のサポートをしている。それはどうしたことかといいますと、オランダの保護観察所は、海外で受刑者の、オランダ人受刑者のサポートをしている。海外で受刑中のオランダ人は全部で二千五百人で、十七名が日本で受刑中であると、受刑者の援助を行っている。例えば、外国での服役には問題が多いのでボランティアがケアをする必要があるとか、例えばすべての刑務所にオランダ人のボランティアスタッフが入るわけではないので、例えばボリビアでは刑務所を訪問すること自体が危険なために入ることができない。日本でも、刑務所で受刑者に面会できるわけではないので大使館を通じて日本の法務省に面会についての要望を出している。日本におけるオランダ人受刑者の問題は言語の点にあるなどとあります。私は、このレポートを読んで面白いと思った

のは、オランダの保護観察所が自国の海外受刑者についてのサポートをやっているということです。きちっと周知徹底がされ、保険料免除制度についてきちっとされればいいんですが、その制度を知らない無年金になつていることからこのようない申立てがされているのですが、このよくな勧告を踏まえて、法務省としては年金制度、刑務所を出た後、無年金にならないようなことについて、現在どういう工夫をしていらっしゃるか、徹底していらっしゃるか、教えてください。

○政府参考人(鶴田六郎君) ちょっと突然の御質

問でありますけれども、外国にいる日本人受刑者ということになりますと、その保護とかもういふべき話ではないかなという感じがします。日

本のこの刑務あるいは矯正がそこまで職責権限が及ぶかということについては、ちょっと違うんで

はないかなという感じをしています。

○福島瑞穂君 ただ、日本人で海外で受刑してい

る人たちの問題はどうしても見落とされがちだと

思うので、是非、目配り、あるいは今後何か対策

が取れないか考えてみてください。検討を是非よ

ろしくお願いします。

矯正施設における公共図書館のサービスの現状

なんですが、図書館が、もう少し公共図書館と刑

務所がリンクをすれば、刑務所が、もう少し受刑

者が本を借りることができるというふうに思って

おります。これは「図書館が変わる」という本の中

にあることなんですが、「矯正施設の被収容者は、

公共図書館のサービスを最も必要としている状況

下に置かれているにもかかわらず、公共図書館の

サービスから最も疎外されている人々である。な

ぜなら、矯正施設当局が動いてくれない限り、彼

らには公共図書館にアクセスするすべがないから

である」と。もう少し図書館の方からも主体的に

働き掛けをしたらどうかというふうに本の中に

書いてあるんですが、公共図書館と今、刑務所と

施設施設でそれぞれ判断しているところでありま

す。私は、このレポートを読んで面白いと思った

のは、オランダの保護観察所が自国の海外受刑者

についてのサポートをやっているということです。

日本でも、先ほどから質問がありますが、日本

で海外で受刑している人に対するサポートはま

だまだ非常に不足をしていると思いますが、その

人で海外で受刑している人に対するサポートはま

かな検閲や面会立会いなども過重労働の中に入つてゐる。そこで、この問題は、到底許されない。

○政府参考
しょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) ちょっとお尋ねの趣旨が分かりにくいですが、当然、刑務官も人権を保障されるべきものであると、こう考えております。

○福島瑞穂君　いや、ごめんなさい、もちろん刑事官には人権保障がされるべきではあるのです

うような場合などには、家族や友人、知人等に対して身元保証人になるよう働き掛けるといふことも行つております。更生保護施設においては、本人に宿所や食事を提供するなどの保護を行つておりますけれども、通常、身元保証などは行つております。

刑者移送制度が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進に資することにかんがみ、アジア諸国等に本制度の導入を働き掛けるとともに、諸外国の刑事法制度の調査、法整備支援の拡充に努めること。

新聞は一紙を回覧しているわけですが、どうして一つの新聞しかできないのかと聞いたところ、検閲するのに大変だからというのも聞くんですね。あるいは信書については、すべて手紙については検閲をしておりますから、その手間暇も物すごく掛かると。それから家族に会うときも全部面会を立会いを付けてすべて書き取っているわけですか

点では、では逆に要望を申し上げます。

とも問題になっていますし、受刑者の権利も重要なですが、刑務官の働く権利も重要であると。刑務

官の人たちのあるいはストレスなども相当強いと
いうふうにも思っています。そういう意味では、

刑務官の人たちの働きやすい職場づくりなどについて決意をお願いします。

○政府参考人（鶴田六郎君）率直なところ、各行
刊施設におきましては、過剰収容の中では、非常こ

地味で目立たない仕事ではござりますけれども、
又容確保に攻撃直主に「う判務官の戦務」と主張

收容確保と改善更生という刑務官の職務を一生県命、日夜地道な努力を続けておりまして、年休の

取得等も先ほど申しましたように十分取れない中で頑張っているわけですので、私どもとしては、

そういう人たちの努力が報われるよう、先ほども申しましたけれども、要員の確保あるいは予算

の確保に最大限の努力を重ねて、そういう待遇の改善に資するよう努めてまいりたいと考え

○福島瑞穂会 出所後の身元保証は更生保護会で
ております。

の社員福利費は、出所徴の身元保証に更生保証会で確実に行われているのでしょうか。完全に行われていません、新規保証人協会でござるが、心配

でない場合 新たに保護人協会などを作る必要性はないのでしょうか。

○国務大臣（森山眞弓君）　刑務所から出所する者につきましては、保護観察所が環境調整、保護観

察あるいは更生緊急保護などを行つておりますて、その中で本人が家族や友人、知人などの元に

帰れるようになつせん調整に努めておりますほか、本人が自分で例えばアパートを借りようとい

四月十一日 [參議院]

○福島瑞穂君　刑務官の人の人権保障についてお聞きをします。

第三部　法務委員会会議録第九号　平成十四年

刑務官の人は団結権もなく、さつきもおつしゃつたように、年次有給休暇の取得率や、様々な点ではかなり取りにくかつたりしているのですが、刑務官の人権保障についてはどうお考えを

平成十四年四月十八日印刷

平成十四年四月十九日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局